

令和7年3月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(行コ)第10号 生活保護引下げ処分取消請求控訴事件

(原審・札幌地方裁判所平成26年(行ウ)第40号〔第1事件〕、平成28年(行ウ)第20号〔第2事件〕、平成29年(行ウ)第6号〔第3事件〕)

口頭弁論終結日 令和6年9月5日

## 判 決

控訴人の表示

別紙控訴人目録1及び2記載のとおり

(別紙控訴人目録1の控訴人番号98は亡[REDACTED]訴訟承継人、同目録2の控訴人番号1は亡[REDACTED]訴訟承継人、同番号49は亡[REDACTED]訴訟承継人、同番号105は亡[REDACTED]訴訟承継人、同番号125は亡[REDACTED]訴訟承継人、同番号149は亡[REDACTED]訴訟承継人)

控訴人ら訴訟代理人及び同訴訟復代理人の表示

別紙控訴人ら訴訟代理人等目録記載のとおり

被控訴人の表示 別紙被控訴人目録記載のとおり

被控訴人ら指定代理人の表示

別紙被控訴人ら指定代理人目録記載のとおり

## 主 文

- 1 本件訴訟のうち別紙控訴人目録1記載の控訴人らの請求に関する部分は、同目録記載の各日に同目録記載の控訴人らの死亡により終了した。
- 2 (1) 原判決中別紙控訴人目録2記載の控訴人らの請求に関する部分を取り消す。  
(2) 上記(1)の部分につき、上記(1)の控訴人らの各控訴人番号と一致する原判決別紙処分一覧表1ないし3の各「原告番号」欄記載の各原審原告番号に対応する各「処分庁」欄記載の各処分行政庁が、各「処分の名宛人」欄記載の各被保護者に対して各「処分日」欄記載の各年月日付けでした各保護変更決定

処分をいずれも取り消す。

- 3 本件訴訟のうち別紙控訴人目録2記載の控訴人らの請求に関する部分についての訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中別紙控訴人目録1及び2記載の控訴人らの請求に関する部分を取り消す。
- 2 上記の部分につき、上記の控訴人らの各控訴人番号と一致する原判決別紙処分一覧表1ないし3の各「原告番号」欄記載の各原審原告番号に対応する各「処分分庁」欄記載の各処分行政庁が、各「処分の名宛人」欄記載の各被保護者に対して各「処分日」欄記載の各年月日付けでした各保護変更決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要（以下、特に断りがない限り、略語等は原判決の例による。原判決を引用する場合、「原告」を「控訴人」、「被告」を「被控訴人」、「別紙」を「原判決別紙」、「ウエイト」を「ウエイト」とそれぞれ読み替える。）

- 1 本件は、平成25年から平成27年までの各厚生労働省告示による生活扶助基準の改定に基づいて保護変更決定処分を受けた者（原審原告番号49 ■■■■■ ■■■■■ 及び同番号98 ■■■■■ ■■■■■ を除く原審原告ら）とその者の死亡に伴い受継申立てをした者（原審原告番号49 ■■■■■ ■■■■■ 及び同番号98 ■■■■■ ■■■■■）である原審原告ら（ただし、原審係属中においてその死亡に伴い訴訟終了となったことに争いがない当初の原審原告らを除く。以下同じ。）が、これらの処分につき、憲法25条、生活保護法3条、8条に違反すると主張して、各処分行政庁の所属自治体である被控訴人らに対し、各処分の取消しを求める事案である。

原審は、これらの処分を受けた者の死亡に伴い訴訟手続の受継申立てをした者（原審原告番号49 ■■■■■ ■■■■■ 及び同番号98 ■■■■■ ■■■■■）による訴訟承

継を認めつつ、原審原告らの請求をいずれも理由がないとして棄却した。

これに対し、原審原告らの一部（原審において訴訟手続の受継申立てをした原審原告番号49 [REDACTED] 及び同番号98 [REDACTED] を含む。）が本件控訴を提起した。控訴人番号1 [REDACTED]、同番号105 [REDACTED]、同番号125 [REDACTED] 及び同番号149 [REDACTED] は、いずれも当初の控訴人が本件控訴の提起後に死亡したことに伴い、当審において新たに訴訟手続の受継申立てをした者である。なお、控訴人らに付した控訴人番号は、原審原告と同一の控訴人（原審原告と同一の当初の控訴人の死亡に伴い当審において新たに訴訟手続の受継申立てをした者を含む。）につき、いずれも原審原告番号と同一である。

2 事案の概要、関係法令の定め等、前提事実、争点（訴訟承継と本案に関するもの）及びこれらに関する当事者の主張の要旨は、次のとおり原判決を補正し、後記3のとおり当審における当事者の補充主張の要旨を付加するほかは、原判決「事実及び理由」の第2、第3の1及び第4に記載のとおりであるから、これを引用する（以下、特に断りが無い限り、略語等は原判決の例による。原判決を引用する場合、「原告」を「控訴人」、「被告」を「被控訴人」、「別紙」を「原判決別紙」とそれぞれ読み替える。）。

（原判決の補正）

(1) 原判決3頁24行目冒頭から5頁22行目末尾までを、次のとおり改める。

「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日号外厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）における生活扶助の基準（以下「生活扶助基準」という。）を改定する厚生労働省告示（平成25年厚生労働省告示第174号。同年8月1日から適用される。以下「本件告示1」という。）により生活扶助基準が改定されたこと（以下「本件生活扶助基準の改定」といい、特に断りのない限り、下記の2回の改定も含めて総称する。）に基づき、各控訴人番号と一致する原判決別紙処分一覧表1の各「原告番号」欄記載の各原

審原告番号に対応する各「処分庁」欄記載の各処分行政庁は、それぞれ各「処分の名宛人」欄記載の各被保護者に対して各「処分日」欄記載の各年月日付けでいずれも保護を減額する旨の各保護変更決定処分（以下、これらを併せて「本件各処分1」という。）をした。

本件告示1に引き続いて保護基準における生活扶助基準を改定する厚生労働省告示（平成26年厚生労働省告示第136号。同年4月1日から適用される。以下「本件告示2」という。）により生活扶助基準が改定されたことに基づき、各控訴人番号と一致する原判決別紙処分一覧表2の各「原告番号」欄記載の各原審原告番号に対応する各「処分庁」欄記載の各処分行政庁は、それぞれ各「処分の名宛人」欄記載の各被保護者に対して各「処分日」欄記載の各年月日付けでいずれも保護を減額する旨の各保護変更決定処分を、原判決別紙処分一覧表3の原審原告番号151に対応する「処分庁」欄記載の処分行政庁は、同「処分の名宛人」欄記載の被保護者に対して平成26年3月20日付けで保護を減額する旨の保護変更決定処分（以下、これらを併せて「本件各処分2」という。）をした。

本件告示2に引き続いて保護基準における生活扶助基準を改定する厚生労働省告示（平成27年厚生労働省告示第227号。同年4月1日から適用される。以下「本件告示3」といい、本件告示1から本件告示3までを併せて「本件各告示」という。）により生活扶助基準が改定されたことに基づき、各控訴人番号と一致する原判決別紙処分一覧表3の各「原告番号」欄記載の各原審原告番号に対応する各「処分庁」欄記載の各処分行政庁は、それぞれ各「処分の名宛人」欄記載の各被保護者に対して各「処分日」欄記載の各年月日付けでいずれも保護を減額する旨の各保護変更決定処分（ただし、前述の原審原告番号151に対応する平成26年3月20日付け保護変更決定処分を除く。以下、これらを併せて「本件各処分3」という。また、本件各処分1から3までを併せて「本件全処分」という。）をした。」

(2) 原判決 8 頁 1 3 行目の「原告ら等」を「本件全処分の名宛人である被保護者ら（以下「控訴人ら等」という。）」に改め、同 1 4 行目から 1 5 行目にかけての「及び河東郡音更町」を削る。

(3) 原判決 8 頁 2 2 行目冒頭から 2 5 行目末尾までを削る。

(4) 原判決 1 1 頁 2 2 行目冒頭から 1 2 頁 7 行目末尾までを「ア 控訴人ら等に対し、前記 1 のとおり本件全処分がされた。」に改める。

(5) 原判決 1 2 頁 1 5 行目冒頭から 2 2 行目末尾までを、次のとおり改める。

「ウ 本件各処分 1 の取消しを求める第 1 事件の訴えは平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日に提起され、本件各処分 2（ただし、原判決別紙処分一覧表 3 の原審原告番号 1 5 1 に対応する平成 2 6 年 3 月 2 0 日付け保護変更決定処分を除く。）の取消しを求める第 2 事件の訴えは平成 2 8 年 4 月 2 1 日に提起され、本件各処分 3 及び原判決別紙処分一覧表 3 の原審原告番号 1 5 1 に対応する平成 2 6 年 3 月 2 0 日付け保護変更決定処分の取消しを求める第 3 事件の訴えは平成 2 9 年 4 月 2 0 日に提起され、第 2 事件及び第 3 事件は第 1 事件に併合された。（当裁判所に顕著な事実）

エ 原審係属中において、当初の原審原告であった亡 [ ] が平成 2 8 年 1 月 1 9 に死亡し、その妻である控訴人番号 9 8 [ ] が訴訟手続の受継を申し立て、当初の原審原告であった亡 [ ] が令和 2 年 1 月 2 1 日に死亡し、その妻である控訴人番号 4 9 [ ] が訴訟手続の受継を申し立てた。

本件控訴の提起後において、当初の控訴人であった亡 [ ] が令和 3 年 8 月 1 0 日に死亡し、その妻である控訴人番号 1 2 5 [ ] が訴訟手続の受継を申し立て、当初の控訴人であった亡 [ ] が令和 5 年 3 月 3 日に死亡し、その妻である控訴人番号 1 4 9 [ ] が訴訟手続の受継を申し立て、当初の控訴人であった亡 [ ]

5  
10  
5  
15

が同月5日に死亡し、その妻である控訴人番号1  
が訴訟手続の受継を申し立て、当初の控訴人であった  
6年4月20日に死亡し、その妻である控訴人番号105  
が訴訟手続の受継を申し立てた。

その他、本件控訴の提起後において、別紙控訴人目録1記載の控訴人ら（原審係属中に訴訟手続の受継を申し立てた控訴人番号98  
を含む。）が、同目録記載の各日に死亡した。（一件記録及び当裁判所に顕著な事実）

(4) 本件生活扶助基準の改定後における基準部会の検証

10  
15

基準部会は、本件生活扶助基準の改定後である平成28年5月から平成29年12月までの間、①生活扶助基準に関する検証、②有子世帯の扶助・加算に関する検証、③勤労控除及び就労自立給付金の見直し効果の検証、④級地制度に関する検証、⑤その他の扶助・加算に関する検証、⑥これまでの生活扶助基準の見直しによる影響の把握を主な検討事項として検証を行い（以下、基準部会によるこの検証を「平成29年検証」という。）、同月14日付け「社会保障審議会生活保護基準部会報告書」（以下「平成29年報告書」という。）を取りまとめた。

20

平成29年報告書においては、平成29年検証における水準均衡方式を前提とした生活扶助基準の検証（平成26年全国消費実態調査の個票データを統計データとして用いたもの）の結果として、夫婦子1人世帯につき、本件生活扶助基準の改定後の生活扶助基準額と第1・十分位の生活扶助相当支出額とがおおむね均衡することなどが報告された。（甲164、乙94）

(6) 原判決12頁23行目冒頭から26行目末尾までを、次のとおり改める。

25 「第3 訴訟承継に関する当事者の主張の要旨

1 控訴人番号1、同番号49、同番号98

■、同番号105 ■、同番号125 ■ 及び同番号149 ■の主張の要旨」

(7) 原判決13頁8行目冒頭から17行目末尾までを、次のとおり改める。

「受継申立てを行っている控訴人らの死亡した夫らは、いずれも世帯を代表して自らを名宛人とする各保護変更決定処分の取消しを求めていたところ、これらの夫らの死亡によってその妻である前述の控訴人らがそれぞれ世帯主となったから、それぞれの世帯に対してされた処分を代表して取消しを求める地位を承継したといえ、当事者たる地位又は訴訟物たる権利若しくは法律関係を承継したから、訴訟手続を受継する（民訴法124条1項1号）。

また、死亡した世帯主らの訴え提起により、その妻である前述の控訴人らが前述の各処分を争う地位は潜在化していたのであって、世帯主の死亡によりその地位が顕在化したにすぎず、前述の控訴人らは当事者たる地位又は訴訟物たる権利若しくは法律関係を承継したといえる（同項3号、5号）。」

(8) 原判決13頁18行目冒頭から末尾までを「2 被控訴人札幌市及び被控訴人小樽市の主張の要旨」に改める。

(9) 原判決13頁25行目冒頭から14頁1行目末尾までを、次のとおり改める。

「また、受継申立てを行っている控訴人らの死亡した夫らがそれぞれ前述の控訴人らの法定代理人であるとする根拠も、訴訟担当であるとする根拠もないから、同項3号、5号による承継も認められない。」

(10) 原判決18頁26行目、同26頁26行目及び同27頁11行目の「後記」の次にいずれも「補正の上引用した原判決「事実及び理由」を加える。

(11) 原判決22頁12行目の「そうすると」から13行目末尾までを「すなわち、ゆがみ調整は、展開のための指数を調整したものではない。」に改める。

(12) 原判決27頁23行目の「後記第5の3(3)エ(イ)」を「後記補正の上引用した原判決「事実及び理由」第5の3(3)オ(イ)」に改める。

- (13) 原判決 3 1 頁 1 5 行目、同 1 6 行目及び同 2 5 行目の「後記」の次にいずれも「補正の上引用した原判決「事実及び理由」」を加える。
- (14) 原判決 3 4 頁 2 行目の「甲 4」を「甲 4〔枝番号を含む。〕」に改める。
- (15) 原判決 3 6 頁 1 6 行目の「存在されている」を「存在している」に改める。

### 3 当審における当事者の補充主張の要旨

#### (1) 控訴人らの主張

##### ア 司法審査の在り方について

生活扶助基準の改定に対する司法審査は、生活扶助基準の引下げに見合う要保護者の最低限度の生活の需要を満たすために必要な生活費の減少が認められるか否かの事実認定と、改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持することができるものであるか否かの評価の 2 点に関する厚生労働大臣の判断の過程及び手続について、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無の観点から審査がなされるべきである。本件生活扶助基準の改定において、厚生労働大臣が基準部会に諮らず、自身の判断のみでその実施を決断していることなどにも照らせば、前述の判断過程審査においては、厚生労働大臣の判断がおよそ事実的基礎を欠くとみられる場合や明白に不合理な評価に基づくものとみられる場合のみならず、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮し、あるいは総合考慮において考慮要素の評価を誤った場合においても、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められるべきである。

##### イ ゆがみ調整について

(ア) 平成 2 5 年検証は、平成 2 1 年全国消費実態調査の結果に基づいて、年齢別、世帯人員別、級地別の展開の仕方に関する体系の検証と、生活扶助基準の水準の検証を一体的に行ったものであり、同検証を踏まえて行われたゆがみ調整もまた、これらの一体的調整を行ったものである。本件生活扶助基準の改定におけるゆがみ調整及び 2 分の 1 処理に関する



被控訴人らの説明は、前述の客観的事実に反する虚偽の内容であるから、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くものであり、その判断の過程及び手続に過誤、欠落があることは明らかである。

- (イ) 2分の1処理は、被控訴人らが主張するような激変緩和措置としてなされたものではなく、合理的理由のないまま生活扶助の追加的削減を行うことによって財政削減効果を得る目的でなされたものである。被控訴人らは、当初、2分の1処理の存在を主張せずに隠蔽し、報道によってこれが明らかになった後は、当該処理を激変緩和措置であると主張し、その後も、当該処理の根拠について、子供のいる世帯への配慮、統計上の限界、更なる検証の予定といった新たな主張を順次行っており、当該処理をめぐる判断の過程についての被控訴人らの説明には不自然な変遷がみられる。以上に照らし、2分の1処理についての判断の過程及び手続には明らかな過誤、欠落がある。

#### ウ デフレ調整について

- (ア) 本件生活扶助基準の改定の時点で、生活扶助基準額と一般国民の消費実態との均衡が崩れていたとはいえ、生活扶助基準の水準を引き下げるべき状況にあったとはいえない。被控訴人らが主張する平成16年から平成21年にかけての夫婦子1人世帯（第1・十分位）の生活扶助相当支出額の下落状況については、根拠となるデータ等の客観的な裏付けを欠き、統計上の根拠があるともいえず、また、事後的に算出されたものであって、本件生活扶助基準の改定において厚生労働大臣の考慮事項とされたものではない。

- (イ) 本件生活扶助基準の改定におけるデフレ調整の各段階及びゆがみ調整に加えてデフレ調整を行ったことに関する被控訴人らの説明は、ゆがみ調整が生活扶助基準の水準の調整を含むという客観的事実に反する虚偽

の内容を前提とするものである。本件生活扶助基準の改定において、ゆがみ調整に加えて更にデフレ調整を行うべき必要性の検討がされていたとはいえない。

5  
10  
15  
20  
25  
(り) デフレ調整の政策目的は、生活保護受給世帯の実質的購買力を維持しつつ、デフレによる生活保護受給世帯の可処分所得の相対的、実質的増加分についてのみ生活扶助基準を見直すというものであった。物価の変動割合は、これによって生ずる生活保護受給世帯の可処分所得の変動割合を直ちに反映するものとはいえないから、物価を指標とすることは、最低限度の生活の需要に関する測定手段として不合理である。また、前記(ア)のとおり、被控訴人らが主張する生活扶助相当支出額の下落状況には根拠がなく、当該状況を理由として、厚生労働大臣が必要以上の減額幅を避けるべく、デフレ調整に際して消費ではなく物価を基礎とした旨の被控訴人らの主張は理由がない。

#### エ 平成29年検証について

15  
20  
25  
平成29年検証の結果は、本件生活扶助基準の改定後における生活扶助基準等の事後的な検証の結果にすぎず、当該検証の結果によって、本件生活扶助基準の改定に際しての厚生労働大臣の判断の過程及び手続の過誤、欠落が治癒されることはない。また、平成29年検証では、夫婦子1人世帯以外の世帯類型についての生活扶助基準額と一般低所得世帯の生活扶助相当支出額との均衡は確認されていないし、むしろ、本件生活扶助基準の改定により、高齢夫婦世帯等の生活扶助基準額が一般低所得世帯の生活扶助相当支出額を下回っていたことが裏付けられている。以上によれば、平成29年検証の結果は、本件生活扶助基準の改定が適法であることを示す根拠にはならない。

#### (2) 被控訴人らの主張

##### ア 司法審査の在り方について

厚生労働大臣には、何が「健康で文化的な最低限度の生活」であるかの認定判断を含め、生活保護受給者の需要を基とした保護基準の改定の必要性や改定後の保護基準の内容が生活保護受給者の健康で文化的な生活水準を維持することができるものであるか否かの判断について極めて広範な裁量権が認められている。そのため、保護基準の改定についての厚生労働大臣の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるのは、当該判断が最低限度の生活の具体化として著しく合理性を欠くことが明らかな場合、すなわち、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定するなど憲法及び生活保護法の趣旨・目的に反することが明らかな場合に限られる。厚生労働大臣の前述の判断の過程及び手続について、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無の観点から審査を行うという判断過程審査の在り方は、保護基準の改定一般について広く妥当するものではない。本件生活扶助基準の改定は、生活扶助のうち、基準生活費に関する改定を内容とするものであり、過去の老齢加算廃止の場合とは異なり、既得権の廃止という意味合いがなく、専門機関の関与の仕方や程度も上記の場合とは異なることから、本件生活扶助基準の改定について判断過程審査を採用することは、厚生労働大臣の極めて広範な裁量権を不当に制約する結果となりかねず不適切である。仮に、本件生活扶助基準の改定について判断過程審査を行うとしても、行政庁が説明する論証過程を追試的に検証し、それが一応納得できるものか否かという観点からその適否が判断されるべきであり、厚生労働大臣の判断の過程及び手続に何らかの過誤、欠落が認められるとしても、当該過誤、欠落が「最低限度の生活の具体化」に関するものであり、かつ、改定後の保護基準が現実の生活条件を無視した著しく低いものとなりかねないような重大なものである場合に限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に該当するというべきである。

イ ゆがみ調整について

(ア) 平成25年検証は、平成19年検証が指摘していた生活扶助基準の展開部分の見直しの必要性を踏まえ、展開のための指数の検証によって、世帯構成等が異なる生活保護受給者間の実質的な公平が図られているか否かを確認することを目的としたものであり、専ら展開の仕方に関する体系の検証を行ったものであって、生活扶助基準額を絶対値として見た場合の妥当性を評価したものではない。現に、平成25年検証では、生活扶助基準の水準と比較対象である第1・十分位の世帯の消費水準の高低差が検証結果に反映されないようにするため、第1・十分位の全世帯が生活保護を受給した場合の生活扶助基準額の平均と、第1・十分位の世帯の実際の生活扶助相当支出額の平均とが同額になるようにする手法（平均指数法）が採られている。したがって、平成25年検証に基づいて行われたゆがみ調整は、飽くまで前述の展開の仕方に関する体系の調整を行ったものであり、当該調整と一体的に生活扶助基準の水準の調整を行ったものではない。

(イ) 2分の1処理は、平成25年検証におけるゆがみ調整の結果をそのまま生活扶助基準の改定に反映させた場合に、子供がいる世帯の生活扶助基準額が大きく減額となることが見込まれており、平成25年報告書でも、生活扶助基準の見直しを具体的に検討する際には、特に貧困の世代間連鎖を防止する観点から、子供のいる世帯への影響にも配慮する必要がある旨等が指摘されていたこと、ゆがみ調整については、平成25年検証において初めて詳細な分析が行われたものであり、統計的手法や検証自体に当然内在する限界が認められ、基準部会による次の定期的な検証においても展開部分の評価、検証が予定されていたことを踏まえ、激変緩和措置として講じたものである。

ウ デフレ調整について

(ア) 平成19年検証と同様の手法によって一般低所得世帯の消費水準をみるに、平成21年全国消費実態調査における夫婦子1人世帯（第1・十分位）の生活扶助相当支出額が平成16年から約11.6%下落し、生活扶助基準額を約12.6%下回る状況となっていた。平成20年以降の経済動向として、賃金、物価、家計消費等が落ち込み、一般国民の消費水準等が下落していたことからすれば、平成21年以降に前述の生活扶助相当支出額が増加することは考えにくい状況であり、厚生労働大臣は当該状況を把握・考慮してデフレ調整を行った。生活扶助基準の改定に当たっては、生活保護において保障すべき最低生活の水準について、一般国民の生活水準との関連において捉えられるべき相対的なものであるという考え方が一貫して採られている。前述の状況に照らせば、本件生活扶助基準の改定のうち最初の改定が行われた平成25年の時点で、生活扶助基準の水準は一般国民の生活水準よりも高い状態にあり、当該不均衡を是正するため、生活扶助基準の水準を引き下げるべき状況にあった。

(イ) 前記イ(ア)のとおり、ゆがみ調整は生活扶助基準の水準の調整を含むものではないから、ゆがみ調整が前述の水準の調整を含むものであることを前提とする控訴人らのデフレ調整に関する主張は理由がない。

(ウ) 厚生労働大臣は、前記(ア)における夫婦子1人世帯（第1・十分位）の生活扶助相当支出額の大幅な下落状況等に照らし、消費を基礎とする生活扶助基準の改定を行った場合には減額幅が必要以上に大きくなることが想定されたため、物価を基礎とする改定を行った。被控訴人らは、生活保護において保障すべき最低生活の水準が、一般国民の生活水準との関連において捉えられるべき相対的なものであるという考え方に立脚しつつ、デフレ調整において、物価動向の範囲内で生活扶助基準の水準の改定を実施したにすぎない。物価変動に相当する可処分所得の相対的、

実質的な増加分が現に生じたか否かは、厚生労働大臣の判断の過程を成すものではなく、前記アの判断過程審査における審査対象とされるべきではない。

#### エ 平成29年検証について

基準部会による平成29年検証では、平成26年全国消費実態調査の個票データに基づく水準均衡方式を前提とした事後的な検証によって、標準世帯である夫婦子1人世帯につき、本件生活扶助基準の改定後の生活扶助基準の水準が一般低所得世帯の消費実態とおおむね均衡することが確認されている。この点からも、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用が認められないことが裏付けられている。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 訴訟承継について

- (1) 処分の取消訴訟の係属中に原告ないしは控訴人が死亡した場合の訴訟承継については、処分の取消しを求める法律上の利益を実体法上承継する者であるときは、これを認めることができる（行政事件訴訟法9条1項、2項、7条、民事訴訟法124条1項1号）。

この点、生活保護法の規定に基づく保護受給権は、被保護者自身の最低限度の生活を維持するために当該個人に与えられた一身専属の権利であり、たとえそれが被保護者の生存中の扶助で既に遅滞にあるものの給付を求める権利であっても、当該被保護者の死亡によって当然消滅し、相続の対象とはなり得ないと解される（最高裁昭和39年（行ツ）第14号同42年5月24日大法廷判決・民集21巻5号1043頁参照）。

他方で、世帯単位の原則（生活保護法10条）により、保護の支給につき世帯主を処分の名宛人とする取扱いがされており、保護の要否及び程度を定めるにつき要保護者の属する世帯全体の経済状況及び必要性を考えることが妥当であることを根拠としている。本来は、要保護世帯に属する世帯員全員

5  
が生活保護法の規定に基づく保護受給権を有し、世帯員全員が保護の支給の対象者であるというべきであって、世帯主への支給は、保護の支給方法にすぎないと解することもできる。したがって、各世帯員は、いずれも世帯主を名宛人とする保護の減額処分の効力を争う法律上の利益（当該処分の取消しを求める原告適格）を有すると認めることが相当である（行政事件訴訟法9条1項、2項）。

10  
これに対し、被控訴人らは、世帯主以外の世帯員は、訴訟承継の手續をしないでも、それぞれ保護の減額処分の効力を争うことができるのであるから、そのような手續によるべきであって、訴訟承継は許されないと主張する。しかしながら、世帯主以外の世帯員がそれぞれ保護の減額処分の効力を争うことができるとしても、その手續を始めから行うのはかなり迂遠であって、被保護者にとっては酷になることも考えられるし、むしろ、世帯単位を原則とする保護の支給が行われていることに照らせば、上記のとおり実質的には世帯主と同じような地位・立場にあったことを踏まえ、その承継を許すのが簡明であり、簡便でもある。

15  
以上によれば、処分の名宛人とされた世帯主の死亡により、当該世帯主の保護受給権自体は当然消滅し、相続の対象とはなり得ない以上、処分の取消しを求めるについての法律上の利益を実体法上承継する者に直ちに該当するとはいえないものの、当該世帯主と同一世帯を構成し、生活保護法の定める世帯単位の原則の下、保護受給権を有する当該世帯主と実質的に同じ地位・立場にあるといえる他の世帯員については、処分の取消しを求めるについての法律上の利益を実体法上承継する者に準ずる場合として、訴訟承継を認めるのが相当である（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法124条1項1号類推適用）。

25  
(2) 一件記録によれば、控訴人番号1 [REDACTED]、同番号49 [REDACTED]、同番号98 [REDACTED]、同番号105 [REDACTED]、同番号125 [REDACTED]

5  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100  
101  
102  
103  
104  
105  
106  
107  
108  
109  
110  
111  
112  
113  
114  
115  
116  
117  
118  
119  
120  
121  
122  
123  
124  
125  
126  
127  
128  
129  
130  
131  
132  
133  
134  
135  
136  
137  
138  
139  
140  
141  
142  
143  
144  
145  
146  
147  
148  
149  
150  
151  
152  
153  
154  
155  
156  
157  
158  
159  
160  
161  
162  
163  
164  
165  
166  
167  
168  
169  
170  
171  
172  
173  
174  
175  
176  
177  
178  
179  
180  
181  
182  
183  
184  
185  
186  
187  
188  
189  
190  
191  
192  
193  
194  
195  
196  
197  
198  
199  
200  
201  
202  
203  
204  
205  
206  
207  
208  
209  
210  
211  
212  
213  
214  
215  
216  
217  
218  
219  
220  
221  
222  
223  
224  
225  
226  
227  
228  
229  
230  
231  
232  
233  
234  
235  
236  
237  
238  
239  
240  
241  
242  
243  
244  
245  
246  
247  
248  
249  
250  
251  
252  
253  
254  
255  
256  
257  
258  
259  
260  
261  
262  
263  
264  
265  
266  
267  
268  
269  
270  
271  
272  
273  
274  
275  
276  
277  
278  
279  
280  
281  
282  
283  
284  
285  
286  
287  
288  
289  
290  
291  
292  
293  
294  
295  
296  
297  
298  
299  
300  
301  
302  
303  
304  
305  
306  
307  
308  
309  
310  
311  
312  
313  
314  
315  
316  
317  
318  
319  
320  
321  
322  
323  
324  
325  
326  
327  
328  
329  
330  
331  
332  
333  
334  
335  
336  
337  
338  
339  
340  
341  
342  
343  
344  
345  
346  
347  
348  
349  
350  
351  
352  
353  
354  
355  
356  
357  
358  
359  
360  
361  
362  
363  
364  
365  
366  
367  
368  
369  
370  
371  
372  
373  
374  
375  
376  
377  
378  
379  
380  
381  
382  
383  
384  
385  
386  
387  
388  
389  
390  
391  
392  
393  
394  
395  
396  
397  
398  
399  
400  
401  
402  
403  
404  
405  
406  
407  
408  
409  
410  
411  
412  
413  
414  
415  
416  
417  
418  
419  
420  
421  
422  
423  
424  
425  
426  
427  
428  
429  
430  
431  
432  
433  
434  
435  
436  
437  
438  
439  
440  
441  
442  
443  
444  
445  
446  
447  
448  
449  
450  
451  
452  
453  
454  
455  
456  
457  
458  
459  
460  
461  
462  
463  
464  
465  
466  
467  
468  
469  
470  
471  
472  
473  
474  
475  
476  
477  
478  
479  
480  
481  
482  
483  
484  
485  
486  
487  
488  
489  
490  
491  
492  
493  
494  
495  
496  
497  
498  
499  
500  
501  
502  
503  
504  
505  
506  
507  
508  
509  
510  
511  
512  
513  
514  
515  
516  
517  
518  
519  
520  
521  
522  
523  
524  
525  
526  
527  
528  
529  
530  
531  
532  
533  
534  
535  
536  
537  
538  
539  
540  
541  
542  
543  
544  
545  
546  
547  
548  
549  
550  
551  
552  
553  
554  
555  
556  
557  
558  
559  
560  
561  
562  
563  
564  
565  
566  
567  
568  
569  
570  
571  
572  
573  
574  
575  
576  
577  
578  
579  
580  
581  
582  
583  
584  
585  
586  
587  
588  
589  
590  
591  
592  
593  
594  
595  
596  
597  
598  
599  
600  
601  
602  
603  
604  
605  
606  
607  
608  
609  
610  
611  
612  
613  
614  
615  
616  
617  
618  
619  
620  
621  
622  
623  
624  
625  
626  
627  
628  
629  
630  
631  
632  
633  
634  
635  
636  
637  
638  
639  
640  
641  
642  
643  
644  
645  
646  
647  
648  
649  
650  
651  
652  
653  
654  
655  
656  
657  
658  
659  
660  
661  
662  
663  
664  
665  
666  
667  
668  
669  
670  
671  
672  
673  
674  
675  
676  
677  
678  
679  
680  
681  
682  
683  
684  
685  
686  
687  
688  
689  
690  
691  
692  
693  
694  
695  
696  
697  
698  
699  
700  
701  
702  
703  
704  
705  
706  
707  
708  
709  
710  
711  
712  
713  
714  
715  
716  
717  
718  
719  
720  
721  
722  
723  
724  
725  
726  
727  
728  
729  
730  
731  
732  
733  
734  
735  
736  
737  
738  
739  
740  
741  
742  
743  
744  
745  
746  
747  
748  
749  
750  
751  
752  
753  
754  
755  
756  
757  
758  
759  
760  
761  
762  
763  
764  
765  
766  
767  
768  
769  
770  
771  
772  
773  
774  
775  
776  
777  
778  
779  
780  
781  
782  
783  
784  
785  
786  
787  
788  
789  
790  
791  
792  
793  
794  
795  
796  
797  
798  
799  
800  
801  
802  
803  
804  
805  
806  
807  
808  
809  
810  
811  
812  
813  
814  
815  
816  
817  
818  
819  
820  
821  
822  
823  
824  
825  
826  
827  
828  
829  
830  
831  
832  
833  
834  
835  
836  
837  
838  
839  
840  
841  
842  
843  
844  
845  
846  
847  
848  
849  
850  
851  
852  
853  
854  
855  
856  
857  
858  
859  
860  
861  
862  
863  
864  
865  
866  
867  
868  
869  
870  
871  
872  
873  
874  
875  
876  
877  
878  
879  
880  
881  
882  
883  
884  
885  
886  
887  
888  
889  
890  
891  
892  
893  
894  
895  
896  
897  
898  
899  
900  
901  
902  
903  
904  
905  
906  
907  
908  
909  
910  
911  
912  
913  
914  
915  
916  
917  
918  
919  
920  
921  
922  
923  
924  
925  
926  
927  
928  
929  
930  
931  
932  
933  
934  
935  
936  
937  
938  
939  
940  
941  
942  
943  
944  
945  
946  
947  
948  
949  
950  
951  
952  
953  
954  
955  
956  
957  
958  
959  
960  
961  
962  
963  
964  
965  
966  
967  
968  
969  
970  
971  
972  
973  
974  
975  
976  
977  
978  
979  
980  
981  
982  
983  
984  
985  
986  
987  
988  
989  
990  
991  
992  
993  
994  
995  
996  
997  
998  
999  
1000

及び同番号149 は、いずれも死亡した夫ら（当初の  
原審原告らないしは当初の控訴人ら）と同一世帯を構成していた者らであり、  
これらの死亡した夫らは、いずれも自らを世帯主とする各世帯を単位とする  
保護を受給していたところ、前述の控訴人番号を掲記した控訴人らは、いず  
れも前述の夫らの死亡により、新たに世帯主となったものと認められる。

以上によれば、これらの控訴人らにつき、いずれも訴訟承継を認めるのが  
相当である。

## 2 別紙控訴人目録1記載の控訴人らの死亡による訴訟終了について

10 本件訴訟は、別紙控訴人目録1記載の控訴人ら（前記1において訴訟承継が  
認められる控訴人番号98 を含む。）につき、その死亡と同時に終  
了したものと解するのが相当である（最高裁昭和39年（行ツ）第14号同4  
2年5月24日大法廷判決・民集21巻5号1043頁参照）。

## 3 本案の争点について

15 当裁判所は、原審と異なり、別紙控訴人目録2記載の控訴人らによる本件全  
処分の取消請求はいずれも理由があるものと判断する。その理由は、次のとお  
り原判決を補正し、後記4のとおり当審における当事者の補充主張に対する判  
断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」の第5に記載のとおりであるか  
ら、これを引用する。

（原判決の補正）

20 (1) 原判決72頁2行目末尾に改行して、次のとおり加える。

「カ 平成29年検証

25 (ア) 基準部会は、本件生活扶助基準の改定後である平成28年5月から  
平成29年12月までの間、①生活扶助基準に関する検証、②有子世  
帯の扶助・加算に関する検証、③勤労控除及び就労自立給付金の見直  
し効果の検証、④級地制度に関する検証、⑤その他の扶助・加算に関  
する検証、⑥これまでの生活扶助基準の見直しによる影響の把握を主



な検討事項とする平成29年検証を行い、同月14日付けで平成29年報告書を取りまとめた。(前記前提事実(4)、甲164、乙94)

(イ) 平成29年報告書の概要(生活扶助基準の検証結果と留意事項部分)は、次のとおりである。(前記前提事実(4)、甲164、乙94)

a 平成29年検証における水準均衡方式を前提とした生活扶助基準の検証(平成26年全国消費実態調査の個票データを統計データとして用いたもの)の結果として、夫婦子1人世帯につき、本件生活扶助基準の改定後の生活扶助基準額と第1・十分位の生活扶助相当支出額とがおおむね均衡することが確認された。

b 平成29年検証においては、夫婦子1人世帯について、生活扶助基準額と第1・十分位の生活扶助相当支出額の均衡を確認しただけであり、そこから展開した様々な世帯類型における生活扶助基準額と一般低所得世帯の生活水準の均衡を確認するまでには至らなかった。この意味するところは、単に消費水準との均衡を図ることが最低生活保障水準を満たすものと言えるのか、水準均衡方式の在り方が問われる本質的な課題であることに留意する必要がある。

c 夫婦子1人世帯では、展開により機械的に得られる基準額が第3・五分位の生活扶助相当支出額の6割を超える見込みである一方、高齢者世帯では、この割合が5割台となる見込みであり、一般低所得世帯の消費水準との均衡をどう考えるのか留意が必要である。」

(2) 原判決74頁1行目の「生活保護法」を「憲法25条及び生活保護法」に改める。

(3) 原判決75頁8行目の「そして、」から76頁5行目末尾までを、次のとおり改める。

「もつとも、厚生労働大臣の判断において、憲法及び生活保護法の前述の規定の趣旨・目的に反する過誤、欠落があると認められる場合には、裁量

5  
10  
15  
20  
25

権の逸脱又は濫用があり、当該判断は違法になるというべきである。そして、ゆがみ調整（2分の1処理を含む。）及びデフレ調整を内容とするような生活扶助基準の改定に当たって必要となるのが、その改定の前提となる最低限度の生活の需要に係る評価やそのような生活扶助基準の改定に伴う被保護者の生活への可及的な配慮である。これらは、上記(ア)及び(イ)のような専門技術的な考察に基づいた政策的判断であるものの、生活扶助が、憲法25条の理念に基づいて生活保護法が定める各種の保護の中でも、衣食その他日常生活に不可欠な支出に係る需要を満たすためのものとして、生活保護受給世帯の基礎的な生計に関わり、改定の前提となる需要の評価や改定に伴う被保護者の生活への可及的な配慮については、専門技術的な見地から各種の統計資料や専門家の作成した資料等に基づいて判断されることが当然に予定され、これまでの生活扶助基準の改定も各種統計や専門機関の意見等を踏まえた上でなされてきたものであるし、本件生活扶助基準の改定に当たっても上記の資料等に基づく検討がされている（上記1(2)エ、オ、2）。これらの事情、経緯等に鑑みると、本件生活扶助基準の改定は、①ゆがみ調整及びデフレ調整により生活扶助基準を改定した厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等を審査して裁量権の範囲の逸脱又は濫用があると認められる場合、又は、②ゆがみ調整及びデフレ調整による改定に際し、激変緩和等の措置を採るか否かについての方針及びこれを採る場合において現に選択した措置が相当であるとした厚生労働大臣の判断に被保護者の生活への影響の観点からみて、憲法や生活保護法の趣旨・目的に反する過誤、欠落があり、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があると認められる場合には、生活保護法3条及び8条2項に反し、違法となるというべきである（最高裁昭和39年（行ツ）第14号同42年5月24日大法廷

判決・民集21巻5号1043頁、前掲最高裁昭57年7月7日大法廷判決、平成22年(行ツ)第392号、同年(行ヒ)第416号同24年2月28日第三小法廷判決・民集66巻3号1240頁、前掲最高裁平成24年4月2日第二小法廷判決参照)。」

- 5
- (4) 原判決77頁21行目の「同条の趣旨をもつても」を「同条の趣旨をもつてしても」に改める。
- (5) 原判決81頁4行目の「厚生労働大臣に」を「厚生労働大臣の」に改める。
- (6) 原判決81頁24行目末尾に次のとおり加える。

10 「もつとも、厚生労働大臣には保護基準の改定についての裁量権があり、基準部会の検討を経る必要が必ずしもないとはいえ、従前の改定の経過に照らしても、また専門家の知見を反映させて合理性を担保するという観点からしても、厚生労働大臣が基準部会等のこれまでの検討において議論された事項について、指摘された問題点に対する合理的な判断をした上で改定に至ったかといえるかは、裁量権の範囲の逸脱又は濫用を評価する際に考慮するのが

15 相当といえる。取り分け、デフレ調整と関係する物価変動については、昭和58年意見具申では、物価はそのままでは消費水準を示さず、その伸びは参考資料にとどめるべきと指摘されたこと(甲170、乙9)、平成15年中間取りまとめは、考え方の一つとして総務省CPIの伸びを指標として挙げ、その検討の必要性に言及したにとどまっていること(甲44、乙14)、平成

20 25年報告書は、物価変動率につき、総合的に勘案する指標の一つとしていたにすぎず、平成25年検証の過程でも、基準部会では、全国一律の物価変動率を指標とすることまでの意見はなかったこと(甲6、37の1・3、乙7、43、44)が認められる。そうすると、これまでの基準部会等の議論の経過では、保護基準の改定に当たって、物価変動率も指標の一つとして考

25 慮することがあり得るとの考え方までは示されていたが、基準部会内では物価変動率を用いて実際に生活扶助基準の改定値を定める方法までは議論が熟

していなかったといえる。してみると、厚生労働大臣はこの点をどのように検討して判断したかを考慮する必要があると考えられる。なお、この点、栃木意見書では、「平成25年報告書における見解」として、「検証結果以外に経済指標を勘案した改定を行うべきか否かについて議論されていなかった中で、厚生労働省が具体的な生活保護基準の改定内容を検討する際に経済指標などを勘案する場合には、厚生労働省において合理的な説明が可能なものを国民向けに示して対応するよう求めたものである。」とされている（乙126・3頁）。このことから、厚生労働大臣が経済指標を勘案した改定を行うことも想定されていたが、その内容は合理的な説明ができることを要していたといえる。」

(7) 原判決81頁26行目の「平成25年検証は」から82頁1行目の「検証したものであって」までを「平成25年検証は、世帯構成等が異なる生活保護受給者間の実質的な公平が図られているか否かを確認することを目的として、展開の仕方に関する体系の検証を行ったものであり」に改める。

(8) 原判決84頁11行目の末尾に次のとおり加える。

「もっとも、デフレ調整を実施すること自体に合理性があるとしても、取り分け物価変動率を指標とするデフレ調整を行う場合には、その判断をするに当たって、いくつかの考慮すべき事項があると考えられる。従前の基準部会等における議論、これを踏まえた保護基準の改定では、物価変動率を指標とする生活扶助基準の改定が実施されておらず、議論の過程においても、物価変動率を指標とすることはあり得るとされていたものの、これに基づく改定値の定め方までの議論が熟していなかったことは上記説示のとおりである。また、そもそも消費と物価の関連性をどう捉え、どのように物価変動を消費に反映させるかなど、改定値の定め方には議論があり得るほかに、一般世帯と生活保護受給世帯の間では一般的に消費構造に相違があることから、物価変動率を指標として改定した場合に生活保護受給世帯にどのような影響を与

えるのか、という点の検討もあり得るところである。したがって、物価変動率を指標とするデフレ調整を行う場合には、厚生労働大臣がこの点をどのように検討して判断したかを考慮する必要があると考えられる。」

(9) 原判決84頁16行目の「から、」から17行目の「整合性に欠ける」までを削る。

(10) 原判決84頁24行目の「しかしながら」を「もつとも」に、同85頁6行目の「評価することはできない。」から7行目末尾までを「評価することができないことはいうまでもない。」にそれぞれ改める。

(11) 原判決99頁15行目の末尾に次のとおり加える。

「もつとも、物価変動率を指標としてデフレ調整を実施すること自体に合理性があるとしても、上記説示のとおり、従前、物価変動率を指標として生活扶助基準の改定がされていないこと、一般的に、物価の変動は消費者の消費にも影響すると考えられるが、これがすべて一致するわけではなく、経済の指標としても意味合いが異なること、そのため、保護基準の改定に当たっても、物価の変動は参考になり、物価変動率を一つの指標とすることはあり得るとされていたが、実際に物価変動率を指標として改定値を定める方法の議論が熟していなかったこと等の事情がある。そうすると、厚生労働大臣が物価変動率を指標として保護基準を改定するに当たっては、これらの事情をどのように検討して判断したかを考慮する必要があると考えられる。」

(12) 原判決100頁26行目から101頁1行目にかけての「国際金融基金」を「国際通貨基金」に改める。

(13) 原判決106頁5行目末尾に次のとおり加える。

「もつとも、下落率の算定過程において、平成20年から平成22年にかけての物価変動に関しては、パーシェ式に基づく算定と同様の結果になる。そして、パーシェ式においては、下方バイアスが生じることが指摘されている(乙27)。そうすると、パーシェ式と同様の結果になること自体が不当であ

るといえないにしても、この場合には下方バイアスが生じる可能性があるのだから、このような算定過程を踏まえた上で、保護基準の改定を検討して判断しているかどうかを考慮する必要がある。」

(14) 原判決106頁6行目冒頭から109頁8行目末尾までを削る。

(15) 原判決109頁9行目の「d」を「c」に改める。

(16) 原判決111頁4行目の末尾に次のとおり加える。

「もっとも、デフレ調整における物価下落率を算出する期間の起点と終点の定め方については、いくつかの考え方があり得ることから、一つの定め方が直ちに不適切であることにならず、一定の合理性があるといえるものの、そうであるのなら、ほかの定め方にも一定の合理性があり得る場合があるとも考えられる。そして、生活扶助基準の改定が最後に行われたのは平成16年であることから、ここを算定期間の始期とすることも合理性がないとはいえない。この場合には、上記認定の物価変動を踏まえると、物価変動率の下落率は、本件下落率より小さくなる可能性がある。そうすると、下落率の判断に当たっては、期間の定め方によっては物価下落率が異なり、ほかの合理的な期間を定めた場合には、本件下落率よりも下落率が小さくなる可能性があることも考慮する必要があったといえることができる。」

(17) 原判決111頁5行目冒頭から113頁5行目末尾までを、次のとおり改める。

「 e ウエイトの設定について

厚生労働大臣は、生活扶助相当CPIの計算においてウエイトとして使用する支出割合につき、社会保障生計調査による支出割合を使用せず、総務省CPIにおいて使用されている家計調査による支出割合を基礎として、総務省CPIの指数品目のうち、生活扶助による支出が想定される品目のみを使用し、家賃等の生活扶助以外の他の扶助で賄われる品目及び自動車関係費、NHK受信料等の生活

保護受給世帯において支出することが想定されていない費目は除外した。(上記2(1)、(3)及び弁論の全趣旨)

このうち、家計調査は、総務省統計局が実施している統計調査であり、国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的としている。家計調査は、一般世帯を対象とする標本調査であるが、その調査対象世帯の選定は、居住地域等による偏りを避け、国民全体の支出等が推計できるように統計上配慮されており、具体的には、全国の市町村を様々な特性によりグループに分け、各グループから1つずつ合計168市町村を選定した上、各市町村の調査地区内から無作為に調査世帯を選んでいる。そして、上記の方法で選定された約9000世帯から家計上の収支等を詳細(品目、購入数量、支出金額)に記載した家計簿の提出を受けてこれを集計して行い、個別の品目ごとに分けてそれぞれの支出額について明らかにしている。

(乙95、弁論の全趣旨)

一方、社会保障生計調査は、厚生労働省が実施している統計調査であり、被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等、生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得ることなどを目的としている。社会保障生計調査は、生活保護受給世帯を対象とする標本調査であり、全国を地域別に10ブロックに分け、ブロックごとに都道府県、指定都市、中核市から1～3自治体を選定し、その選定された自治体から抽出された合計1110世帯を調査世帯として行われており、調査世帯の選定に当たって、統計上の配慮等はされていない。そして、上記の方法で選定された調査世帯から家計上の収支を記載した家計簿の提出を受け、「食料」、「住居」などといった大まかな分類での支出金額、割合と

して集計している。(乙49、51、52、97、弁論の全趣旨)

家計調査に基づくウェイトを用いた判断は、生活扶助基準の改定の要否や程度を評価するための一要素であり、厚生労働大臣は、当該判断を採用するか否かについて、専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有している。

この点、一般世帯のウェイトと生活保護受給世帯のウェイトには、エンゲル係数等に照らして違いがあると考えられるし、実際、平成22年当時、一般世帯では、不可欠といえる食費・住居費・光熱水費に計約39%を、不可欠とはいえない教養娯楽費・その他に計約31%をそれぞれ支出していたのに対し、生活保護受給世帯(2人以上の世帯)では、不可欠といえる食費・住居費・光熱水費に計約58%を、不可欠とはいえない教養娯楽費・その他に計約17%をそれぞれ支出しており(甲86)、ウェイトに明確な違いがある。

生活保護法8条1項は、保護は要保護者の需要を基として行うと、同法10条は、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるとしており、生活保護受給世帯の需要は、生活保護受給世帯が支出する品目の合計額によって最終的に具体化されるから、物価指数を用いた物価変動率によって生活保護受給世帯の需要を推定しようとする場合には、生活保護受給世帯が支出する品目の物価指数に対し、生活保護受給世帯における支出割合を示したウェイトを乗じることが十分に考えられる。これに対し、一般世帯における支出割合を示したウェイトを用いた場合には、一般世帯の需要を基として保護基準を定めることになりかねない。厚生労働大臣も、本件生活扶助基準の改定に先立つ生活扶助基準の改定の機会において、一般国民の消費実態との均衡について考慮してきたものの、一般国民の需要がそのまま反映されるような保護基準を定めることはしてい



ないといえる（上記1(1)及び(2)アないしウ）。

加えて、家計調査は、品目が詳細で、調査対象世帯数も約9000世帯に及ぶ調査であり、この意味では一定の正確性が担保されているといえるが、最下層の年収階級である200万円未満の世帯を約3%しか含んでおらず（甲329）、生活保護受給世帯のウエイトの算定には実態と適合しているかどうかには疑問があり得る。他方、社会保障生計調査については、家計を食費など10項目に大別しているだけで、調査対象世帯数も約1110世帯に限られてはいるものの、生活保護受給世帯を対象に、保護基準の改定等の基礎資料を得る目的で行われていることから、その精度が低いから考慮できないと言い切れるものではなく、むしろ、その調査結果を踏まえて検討をするほうが、より合理的な下落率の算定が可能になるのではないかと考えられる。そして、生活扶助相当品目の各物価指数を上記10項目にまとめた上で、社会保障生計調査に基づくウエイトを乗じて生活扶助相当CPIを算出することは可能であって、このような方法でウエイトだけを社会保障生計調査に基づくものに変えて物価変動率を算定すれば、単身世帯で-1.48%程度、2人以上世帯で-2.12%程度にとどまることが認められる（甲412）。

以上によれば、デフレ調整において、生活保護受給世帯と消費構造が大きく異なる一般世帯についての家計調査に基づくウエイトを用いる方法は、方法としての合理性に疑問があり、これを用いる根拠も十分に説明されていないと認められる。

これに対し、被控訴人らは、生活扶助基準については、一般国民の生活水準との関連において捉えられるべき相対的なものであるとの基本的な考え方に立脚して改定が行われてきており、水準均衡方式が採用されて以降も、一般国民の消費水準（民間最終消費支出

の伸び)が改定の指標とされており(一般低所得世帯ないし生活保護受給世帯が指標とされているわけでない。)、デフレ調整では生活扶助基準の「水準」(絶対的な高さ)を改定することから、生活扶助相当CPIの算定に当たっては、総務省CPIにおける一般国民のウエイトのデータを用いることが適切であり、この判断には合理性があつて、栃木意見書も同旨であると主張する(乙126、5頁6頁)。なるほど、このような考えも相応の合理性を有するといえよう。しかしながら、これまで消費水準を指標として改定してきたところ、以下のとおり、物価を指標とする改定率を定めた合理的根拠が十分に示されているとはいえないように思われる。デフレ調整のため物価変動を指標として水準(高さ)を改めるとする場合、一般国民と生活保護受給世帯では消費構造が異なるにもかかわらず、一般国民の水準の変動(高さの変化)を生活保護受給世帯の水準の変動(高さの変化)に持ち込めば、生活保護受給世帯の実態である消費の状況と齟齬が生じるおそれがあるのではないか、そのことにより不必要な高さの変化をもたらすおそれがあるのではないかと考えられる。また、物価変動の指標を算定する場合に、総務省CPIに基づく生活扶助相当CPIを作成して用いているところ、テレビやパソコン等の教養娯楽用耐久財のウエイトによって下落率に大きな差異が生じるときに、これを考慮しなくてよいのかという疑問が生じ得る。この点、一般国民の生活水準との相対的な関係、普及率を理由に考慮しないのだとしたら、生活保護受給世帯において一般国民と同様に上記教養娯楽耐久財を購入しているといえるのか、そもそも物価下落により一般国民と同様にほかの品目への支出が可能となったのか等を考慮しないでよいのかという疑問もあるところである。このような種々の疑問がある中で、算定された下

5  
10  
15  
20  
25

落率をそのまま用いてもよいかという検討は必要であると思われるし、その合理的な理由が十分に説明されているとほうかがえない。これらのとおり、一般国民と生活保護受給世帯の各生活水準の相対的な比較といっても、保護の水準（高さ）を改めようとする場合、それぞれの消費構造が異なれば、物価変動が生活保護受給世帯の消費に与える高さの影響は、一般世帯の下落率とは異なるのではないかと考えられ、その疑問は解消されていない。そのため、下落率の算定の方法によっては、必要以上に下落率を大きくしてしまう可能性があるといえる。したがって、被控訴人らの主張によっても、一般国民の生活水準との相対的な比較を理由に、生活扶助相当CPIにより下落率を算定して、これをそのまま改定値とすることは適切さを欠くといえる。

(5) 厚生労働大臣の裁量権の逸脱と濫用について

ア 厚生労働大臣は、保護基準の改定に当たって、専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているといえる。

そして、デフレ調整を実施すること、生活保護基準の改定率の算定に当たって物価変動率を指標としたこと、算定に当たっての算定期間を平成20年から平成23年までとしたことについて、それぞれの判断自体は、その過程や手続において過誤があるといえないことは、上記認定のとおりである。

イ 他方、これまで検討したとおり、従前、生活保護基準の改定に当たっては、デフレ調整を実施し、物価変動率を指標として生活扶助基準の改定率を算定することが行われておらず、基準部会においても、物価変動率を指標の一つとして検討することは議論されていたものの、物価変動率から改定率を算定する方法までの議論は尽くされていなかったようにうかがえるし、これを厚生労働大臣に委ねる趣旨であった

としたら、同大臣は適切に算定すべき必要がある。他方、消費と物価がどのように関連するのか、物価の変動を従前定められていた生活保護基準にどのように当てはめることができるのかという議論もされていたのだから、最終的な改定率の判断に当たっては、このような点を踏まえた上で結論が出されるべきである。

ウ このような事情や状況の下で、算定に当たっての算定期間は平成20年から平成23年までとしたけれども、平成16年から平成23年までとすることにも一定の合理性がある上に、後者の下落率は、前者を下回った可能性が高い。また、平成22年ウエイトによると、下方バイアスが生じる可能性があった。

併せて、生活扶助相当CPI及び家計調査によって得られた一般世帯のウエイトを用いたことについても、ほかに生活保護受給世帯を基準とする方法があり得た上に、生活扶助相当CPIを用いたときには、一部の品目によって下落率が大きくなること等から、そのまま下落率を採用するか又は修正を図るのか、さらには生活保護受給世帯の実態に合致しているかという検討も尽くす必要があったのであって、この点は適切さを欠いていたと考えられる。

エ これらによると、物価変動率を指標とする生活扶助基準の改定において、その指標となる物価変動率は、幅があり得る数値の中で、いずれも下落率が大きいほうの値を採用し、取り分け一般世帯と比較することによって下落率が大きくなる方向で算定した上で、得られた下落率をそのまま改定値にするとともに、採用した下落率では必要以上に下落率が大きくなる可能性があることを知り得るにもかかわらず、この点を再検討したとほうかがえない。そうすると、過剰な下落率を定めた可能性があるといえるし、この場合には、要保護者の現実の生活条件に照らすと、その生活に著しい支障が生じるといえる。

5  
10  
以上によれば、生活保護水準の定め方は、困難があり、容易に一義的な判断ができるものではなく、それゆえ厚生労働大臣に裁量があることを踏まえたとしても、憲法25条、これを受けた生活保護法3条、8条2項の趣旨、目的に照らすと、生存の糧となる生活扶助の定め方については、生活水準が引き下げられて、最低限度の生活すらできない事態に陥ることがないように、合理性を有する検討が求められていると解されるのであって、本件においては、個々の算定方法はともかく、そこから最終判断に至るまでについては、生活扶助基準の改定に係る過程及び手続において、過誤、欠落の有無等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠くものというべきであり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認めるのが相当である。

15  
オ これに加えて、生活扶助基準は、最低限度の生活が具体化された内容であって、要保護者は、最低限度の生活をしているのだから、これが不要に切り下げられた場合には、その生活に著しい負担を与えることは明らかである。

20  
25  
そして、上記のとおり、物価変動率を指標とする生活保護基準の改定には議論があり、物価変動率の算定についてもその考え方には幅があり得るところ、大方下落率が大きい値、不適切と考えられる値を採用するとともに、これによって算定された下落率によって改定率を定めることにしたものであって、このような事情の下では、本来すべき下落の幅を超えた改定となるおそれがあった。したがって、算定された下落率を緩和するような配慮をすることも十分に考えられるが、そのような検討がされたことはいかたがえない。財政事情等の政策的な理由があったとしても（そのことが否定されるものではない。）、どうしても算定された下落率マイナス4.78%をそのまま改定に用いることが必要であったとの合理的な事情があったとも認められない。

5 そうすると、要保護者の期待的利益や生活への影響等の観点からみても、要保護者に対する配慮をすべきであるにもかかわらず、これを検討せず、実施もしなかったのだから、憲法25条、生活保護法3条、8条2項の趣旨、目的に反するものというべきであって、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があると認めるのが相当である。

10 カ これに対し、被控訴人らは、平成20年9月のリーマンショックに端を発する世界金融危機の影響で、同年以降、賃金、物価、家計消費等が落ち込み、一般国民の消費水準等が下落したこと、取り分け、保護基準改定に当たり、平成19年検証と同様の手法により一般低所得者世帯の消費水準についてみると、平成21年全国消費実態調査における夫婦子1人世帯（年収階級第1・十分位）の生活扶助相当支出額は、平成16年から約11・6%下落していたこと、一方、生活扶助水準については、平成19年検証時以降は変更されていなかったため、生活扶助相当支出額は生活扶助基準額を約12・6%下回っていたこと（乙123・9頁、乙124・1頁、9ないし11頁）を主張する。  
15 本件の改定時に上記事情につきどれほど具体的に考慮されていたかは本件証拠によっても明らかでないが、これをひとまず措くとして、なるほど、上記のような考え方が合理性を欠くものとはいえないが、物価を指標として生活扶助基準を改定するのであれば、基本的には物価の変動により改定をするのが合理的と考えられるし、物価の下落率について、生活扶助CPIを用いるなどしても一定の幅があり得るのだから、そこから改定値を検討して判断するのが相当と考えられる。  
20 そうすると、被控訴人らの上記主張を踏まえた上でも、今回の改定に当たっての具体的な事情として、物価を指標とした場合に、下落率が大きくなる方向に導かれているマイナス4・78%と定めること、さらには、生活保護受給世帯の実態に照らして、従前の改定率に比べて

も大幅な下落率を定めることにもっともな理由があるとの合理的な説明が尽くされていないことに照らせば、裁量権の行使は不合理であったといわざるを得ないのではないかと考えられる。」

#### 4. 当審における当事者の補充主張に対する判断

##### (1) 司法審査の在り方に関する双方の主張について

ア 控訴人らは、生活扶助基準の改定において、厚生労働大臣が考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮し、あるいは総合考慮において考慮要素の評価を誤った場合においても、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められるべきである旨を主張する。

しかし、厚生労働大臣は、生活扶助基準の改定の必要があるか否か、改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持することができるものであるか否か、改定の必要性を踏まえた上での改定の具体的な方法等について、専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しており、当該裁量判断は、性質の異なるもろもろの利益を多元的に評価し、比較衡量するという高度に専門技術的かつ政策的な判断を内容とするものである以上、当該裁量の幅は広いものというべきであるから、補正の上引用した原判決「事実及び理由」第5の3(1)ア(ウ)（前記3（原判決の補正）(3)）の判断枠組みを超えて、厚生労働大臣の専門技術的かつ政策的な個々の評価や比較衡量の内容の適否自体をそのまま司法審査の対象とすることは相当ではない。

これに反する控訴人らの上記主張は理由がない。

イ 被控訴人らは、生活扶助基準の改定において、厚生労働大臣の判断が最低限度の生活の具体化として著しく合理性を欠くことが明らかな場合、すなわち、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定するなど憲法及び生活保護法の趣旨・目的に反することが明らかな場合に限られるなどと主張する。

しかし、生活扶助が、憲法25条の理念に基づいて生活保護法が定める各種の保護の中でも、衣食その他日常生活に不可欠な支出に係る需要を満たすためのものとして、生活保護受給世帯の基礎的な生計に関わるものであること、改定の前提となる需要の評価や改定に伴う被保護者の生活への可及的な配慮については、専門技術的な見地から各種の統計資料や専門家の作成した資料等に基づいて判断がされることが当然に予定されているというべきであること、これまでの生活扶助基準の改定も各種統計や専門機関の意見等を踏まえた上でなされてきたものであり、本件生活扶助基準の改定についても同様の事情が当てはまることに照らせば、本件生活扶助基準の改定に対する司法審査の内容・程度について、補正の上引用した原判決「事実及び理由」第5の3(1)ア(イ)(前記3(原判決の補正)(3))の判断枠組みよりも要件を重くする合理的理由があるとはいえない。

これに反する被控訴人らの上記主張は理由がない。

(2) ゆがみ調整に関する控訴人らの主張について

ア 控訴人らは、平成25年検証について、体系の検証と水準の検証を一体的に行ったものであり、同検証を踏まえて行われたゆがみ調整もまた、これらの一体的調整を行ったものであると主張する。

しかし、平成25年検証が、第1・十分位の全世帯が生活保護を受給した場合の生活扶助基準額の平均と、第1・十分位の世帯の実際の生活扶助相当支出額の平均とが同額になるようにする手法(平均指数法)を採り、生活扶助基準の水準と比較対象である第1・十分位の世帯の消費水準の高低差が検証結果に反映されないようにした上で、世帯構成等が異なる生活保護受給者間の実質的な公平が図られているか否かを確認することを目的として、展開の仕方に関する体系の検証を行ったものであること、平成25年検証において、生活扶助基準額の絶対値としての妥当性を検証した形跡は見当たらず、第11回基準部会においても、平成25年検証の内容に



つき委員から同旨の発言があったほか、平成25年報告書においても、体系と実態がかい離している旨の検証結果が示されたのみで、水準の検証についての言及はされていないこと、平成25年検証に基づいて行われたゆがみ調整もまた、前述の展開の仕方に関する体系の調整を行ったものであり、当該調整と一体的に生活扶助基準の水準の調整を行ったものであると評価することはできないことについては、補正の上引用した原判決「事実及び理由」第5の1(2)エ(イ)ないし(エ)及び同3(3)イにおいて説示するところである。控訴人らの主張するところを踏まえても、前述の認定判断を覆すべき合理的根拠があるとはいえず、上記主張は理由がない。

イ 控訴人らは、2分の1処理が、財政削減効果を目的とした生活扶助の追加的削減にすぎず、激変緩和措置としてなされたものではないと主張する。

しかし、平成25年報告書においては、平成25年検証の結果をそのまま反映させた場合の生活扶助基準額と現行の生活扶助基準額を比較した結果の平均値において、夫婦と18歳未満の子1人世帯では-8.5%、夫婦と18歳未満の子2人世帯では-14.2%、母親と18歳未満の子1人の母子世帯では-5.2%となり、これらの世帯では生活扶助基準額が大きく減額となる見込みである旨が報告されていたほか、生活扶助基準の見直しを具体的に検討する際には、取り分け貧困の世代間連鎖を防止する観点から、子供のいる世帯への影響にも配慮する必要がある旨が指摘されていたのであり（補正の上引用した原判決「事実及び理由」第5の1(2)エ(エ)b及びd）、平成25年報告書のこれらの指摘は、厚生労働大臣による2分の1処理が、世帯構成等が異なる生活保護受給者間の実質的な公平性の確保というゆがみ調整の本質的目的に沿い、平成25年検証の結果を全世帯類型に対して公平に取り扱うとの前提の範囲内で、平成25年報告書の当該指摘を踏まえた激変緩和措置としてなされたものであることを裏付けるものというべきである。控訴人らは、2分の1処理に関する被控訴人

らの主張の変遷を指摘しているところ、確かに、被控訴人らは訴訟当初において2分の1処理に言及せず、その後もおおむね控訴人らが指摘するような主張の推移・展開を見せているが（弁論の全趣旨）、当該主張推移の内容や平成25年報告書の上記指摘を踏まえる限り、被控訴人らによる当該主張推移をもって、2分の1処理に関する被控訴人らの主張が後付けの言い分であるなどとはいえず、2分の1処理がゆがみ調整の激変緩和措置としてなされた旨の被控訴人らの主張の合理性を直ちに左右しない。

これに反する控訴人らの主張は理由がない。

ウ その他、控訴人らは、ゆがみ調整に関する厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとして種々の主張をするが、いずれも裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付けるものとはいえず、理由がない。

### (3) デフレ調整に関する控訴人の主張について

ア 控訴人らは、本件生活扶助基準の改定の時点で、生活扶助基準額と一般国民の消費実態との均衡が崩れていたとはいえず、生活扶助基準の水準を引き下げるべき状況にあったとはいえない旨を主張する。

しかし、平成19年報告書において、生活扶助基準の水準の妥当性についての評価・検証の結果、勤労3人世帯（夫婦子1人）の平均の生活扶助基準額が第1・十分位における当該世帯の生活扶助相当支出額よりもやや高めであり、単身世帯（60歳以上の場合）の平均の生活扶助基準額が第1・十分位における当該世帯の生活扶助相当支出額よりも高めであるとされていたこと（補正の上引用した原判決「事実及び理由」第5の1(2)イ(ウ)c）、平成20年9月のいわゆるリーマンショックの発生後、平均賃金、物価（総務省CPI）及び家計消費が数年にわたり連続して減少していたが、平成20年度から平成24年度までの間には生活扶助基準の水準の改定は行われなかったこと（同ウ）、平成25年検証においても、生活扶助基準の水準については検証が行われなかったこと（同エ）が認められる。

これらの事情に照らせば、厚生労働大臣が、平成25年当時、生活保護受給世帯の可処分所得の相対的、実質的な増加に伴うデフレ調整の必要性があると判断したことについては、相応の合理性があるというべきである。控訴人らの主張するところを踏まえても、前述の認定判断を覆すべき合理的根拠があるとはいえず、上記主張は理由がない。

イ 控訴人らは、ゆがみ調整が生活扶助基準の水準の調整を含むという理解を前提に、ゆがみ調整に加えて更にデフレ調整を行う必要性の検討がされていたとはいえないなどと主張する。

しかし、前記(2)アにおいて説示したとおり、ゆがみ調整は展開の仕方に関する体系の適正化に向けた調整を行うものであり、生活扶助基準額の絶対値としての水準の適正化を含むものとはいえないのに対し、デフレ調整は生活扶助基準額の絶対値としての水準の改定を内容とするものであり、両者は調整の目的及び対象を異にするものである。以上によれば、それぞれの実施につき必要性が認められる以上、厚生労働大臣がゆがみ調整に加えてデフレ調整を実施すると判断したことをもって、直ちに合理性を欠くものということとはできない。

これに反する控訴人らの上記主張は理由がない。

ウ 控訴人らは、物価の変動割合が生活保護受給世帯の可処分所得の変動割合を直ちに反映するものではないなどとして、最低限度の生活の需要に関する測定手段として物価を指標とすることの不合理性を主張する。

しかし、生活扶助基準の改定方式に関し、生活保護法その他の関係法令において何らかの定めがあるわけではないこと、厚生労働大臣においては、生活扶助基準の改定について政策的かつ専門技術的な見地からの裁量権が認められていること、昭和58年意見具申において、生活保護で保障すべき最低生活の水準は一般国民の生活水準との関連において捉えられるべき相対的なものであるとされていること（補正の上引用した原判決「事実及

び理由」第5の1(1)イ)に照らせば、生活扶助基準の改定の際に、被保護者と一般国民との間における不均衡の有無及びその程度を検討するに当たってどのような経済指標を用いるかについても、厚生労働大臣の専門的知見に基づく判断に委ねられているというべきである。そして、昭和58年意見具申を前提とする専門委員会の平成15年中間取りまとめにおいて、生活扶助基準の改定方式の在り方に関し、国民にとって分かりやすいものとするため、消費者物価指数の伸びを改定の指標の一つとして用いることも考えられるとされていたこと(補正の上引用した原判決「事実及び理由」第5の1(2)ア(ウ))や、基準部会の平成25年報告書において、厚生労働省が生活扶助基準の見直しを検討する際に、他に合理的説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合がありますことを前提とする指摘がされていたこと(同エ(エ)c)からすれば、専門委員会や基準部会においては、生活扶助基準の水準の改定のための指標として、物価変動があり得る選択肢の一つと考えられていたものと認めるのが相当である。以上によれば、控訴人らが指摘するとおり、物価の変動割合が生活保護受給世帯の可処分所得の変動割合を直ちに反映するものではないとしても、厚生労働大臣が、一般国民の生活水準との相对比较による生活扶助基準の水準の改定を政策目的としたデフレ調整において、物価変動を指標として生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との格差を算出することが可能であると判断したことについては、直ちに専門的知見との整合性を欠くものということとはできない。

これに反する控訴人らの上記主張は理由がない。

#### (4) デフレ調整に関する被控訴人らの主張について

被控訴人らは、平成29年検証における水準均衡方式を前提とした生活扶助基準の検証(平成26年全国消費実態調査の個票データを統計データとして用いたもの)の結果として、標準世帯である夫婦子1人世帯につき、本件

生活扶助基準の改定後の生活扶助基準額が一般低所得世帯である第1・十分位の生活扶助支出額とおおむね均衡することが確認されたこと（補正の上引用した原判決前提事実(4)〔前記第2の2（原判決の補正）(5)〕、同「事実及び理由」第5の1(2)カ(i) a〔前記3（原判決の補正）(1)〕）を挙げ、また、平成21年全国消費実態調査における夫婦子1人世帯（第1・十分位）の生活扶助相当支出額が平成16年から約11.6%下落し、生活扶助基準額を約12.6%下回る状況となっていたとして、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用が認められない旨を主張する。

しかし、生活保護受給世帯の基礎的な生計に関わるものとして生活保護法が定める生活扶助の重要性に照らせば、生活扶助基準の改定に係る厚生労働大臣の判断の過程又は手続に同法の趣旨・目的に反する過誤、欠落が認められる場合には、厚生労働大臣において裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるといわざるを得ず、事後的な検証によって当該改定時における一般低所得世帯の消費実態と当該改定後の生活扶助基準額との相対的な均衡の存在が確認されたとか、平成16年以降の生活扶助相当支出額の下落率がデフレ調整における改定率を上回っていたとの事情が存在したとしても、そのことのみによって直ちに前述の過誤、欠落が治癒されるとは解されない。この点、被控訴人らは、平成29年検証において、水準均衡方式を用いて標準世帯（夫婦子1人世帯）とおおむね均衡との検証結果が得られているにもかかわらず、改定率についての判断過程を改めるために保護基準改定をやり直すというのは不合理であるとも主張し、なるほど、平成29年検証の結果は、一部の世帯（夫婦子1人世帯）については、相応の検討がされており、その内容は考慮することができる。しかし、ほかの世帯の状況までは確認されていない。また、平成29年報告書では留意事項として、要旨、今回の検証方法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な方法であるとされたものの、検証方法には一定の限界があり、以下の課題

が残されていることに留意して、検証結果を機械的に当てはめることのないように強く求めるとした上で、個々の世帯の生活に急激な変化を生じさせない視点からみた配慮が重要であり、このような視点を含めて、現在生活保護を受給している世帯や一般低所得世帯への影響に十分配慮することが重要であると指摘している（乙94・24頁25頁）。これらによれば、多くの事例を検証しておらず、検証方法には限界があり、むしろ検証結果を機械的に当てはめずに、生活保護世帯に配慮することが重要とされているのだから、平成29年検証により、本件保護基準の改定に不合理な点がないことが確認されたとは即断できないように思われる。そして、改定率の算定が不合理であれば、判断の合理性を担保するために、その算定を見直すという考え方もあり得るところであって、事後的な検証結果が一部の世帯につき概ね一致するから従前の改定を維持してよいとの考え方が合理的であるとは言い切れるものではないと思われる。したがって、被控訴人らが主張するところを踏まえても、前述の判断を覆すべき合理的根拠があるとはいえず、上記主張は理由がない。

#### 第4 結論

よって、本件訴訟のうち別紙控訴人目録1記載の控訴人らの請求に関する部分は、同目録記載の各日に同目録記載の控訴人らの死亡により終了したものと認められることから、その旨宣言することとし、別紙控訴人目録2記載の控訴人らの請求はいずれも理由があるから認容すべきところ、これらをいずれも棄却した原判決は失当であり、本件控訴はいずれも理由があるから、原判決を取り消した上、別紙控訴人目録2記載の控訴人らの請求をいずれも認容することとして、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官

---

齋藤清文

5

裁判官

---

宮崎雅子

10

裁判官

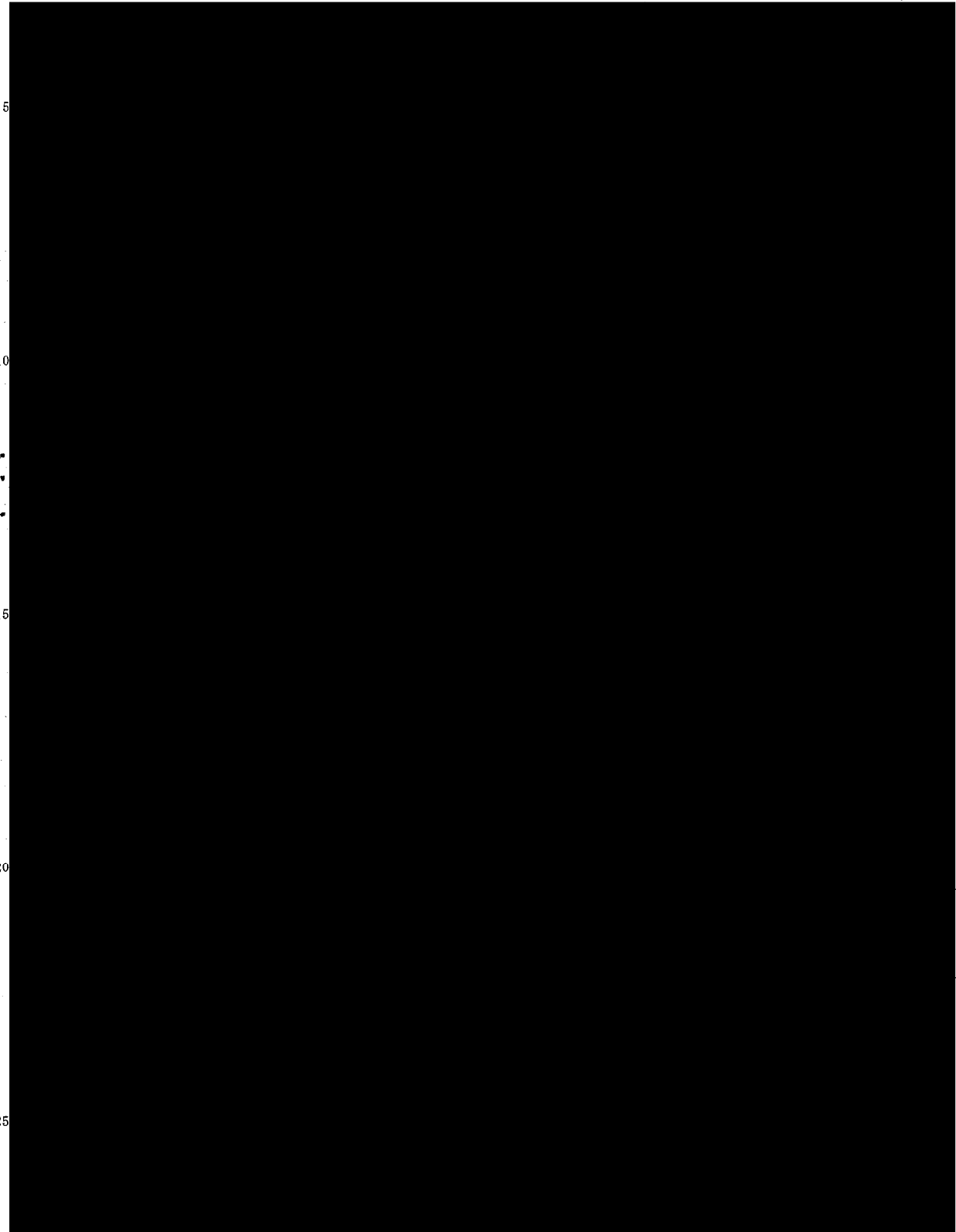
---

戸畑賢太



別紙

控訴人目録 1







以上

10



別紙

控訴人目録 2

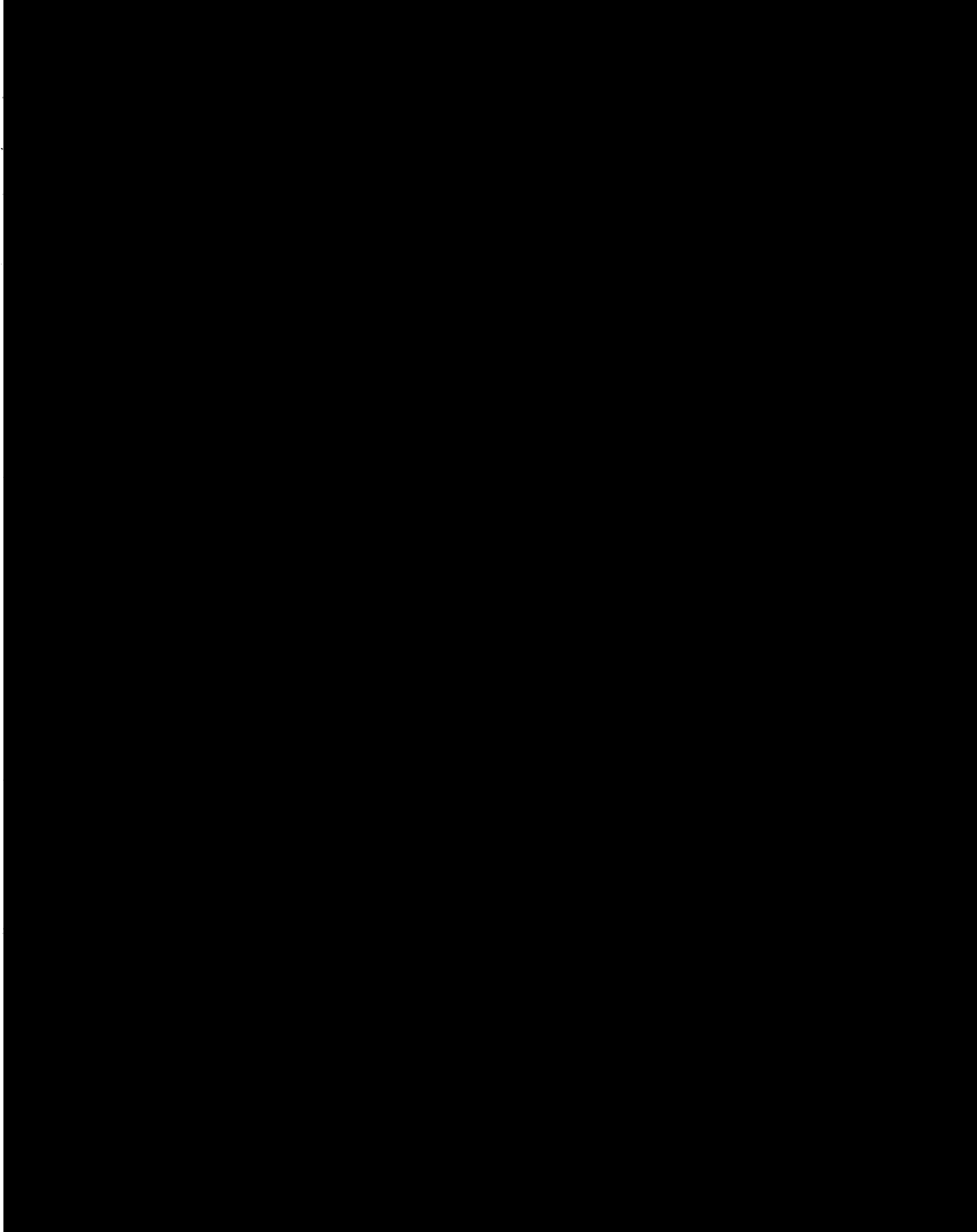
5

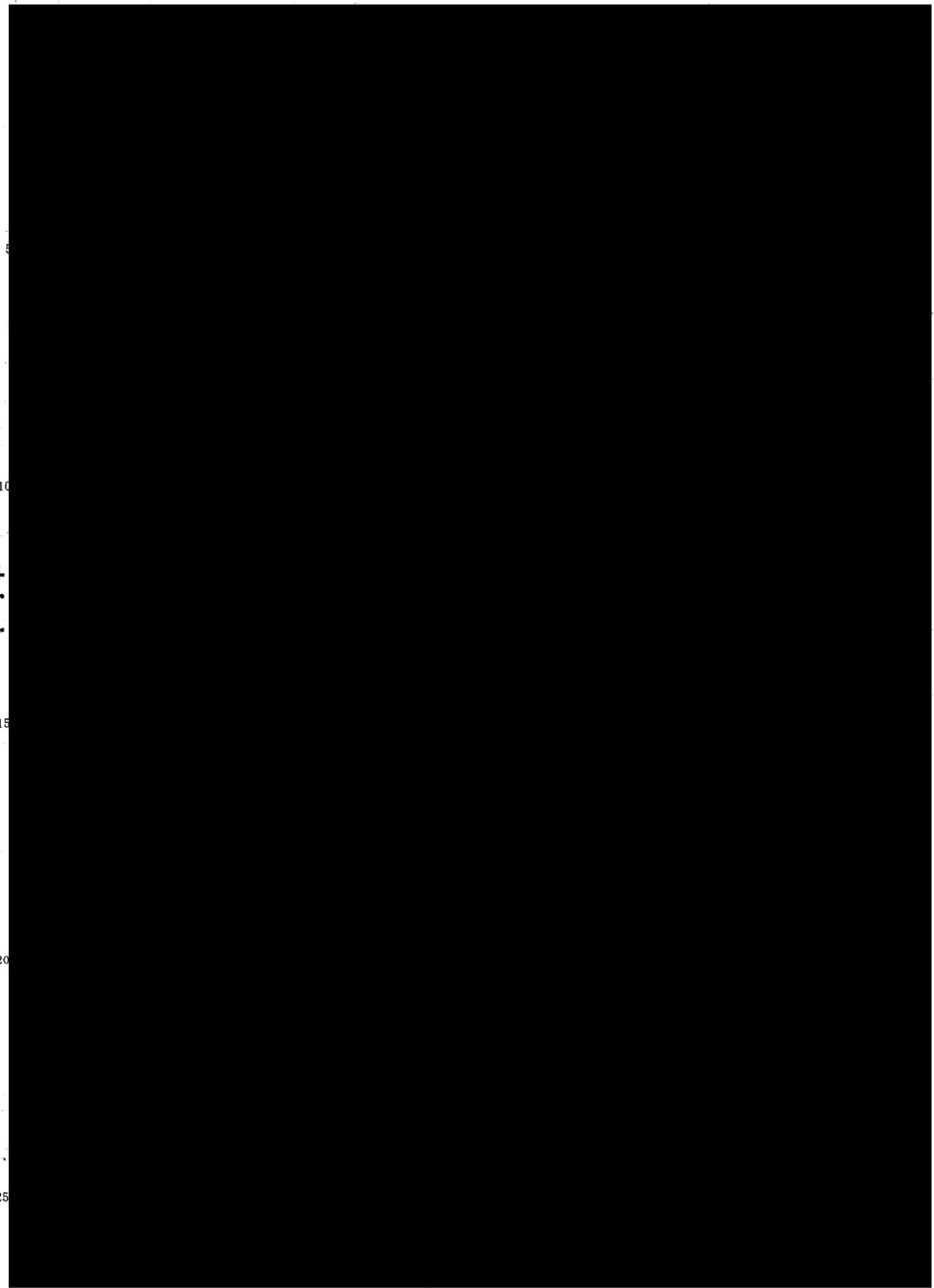
10

15

20

25





10

15

20

25

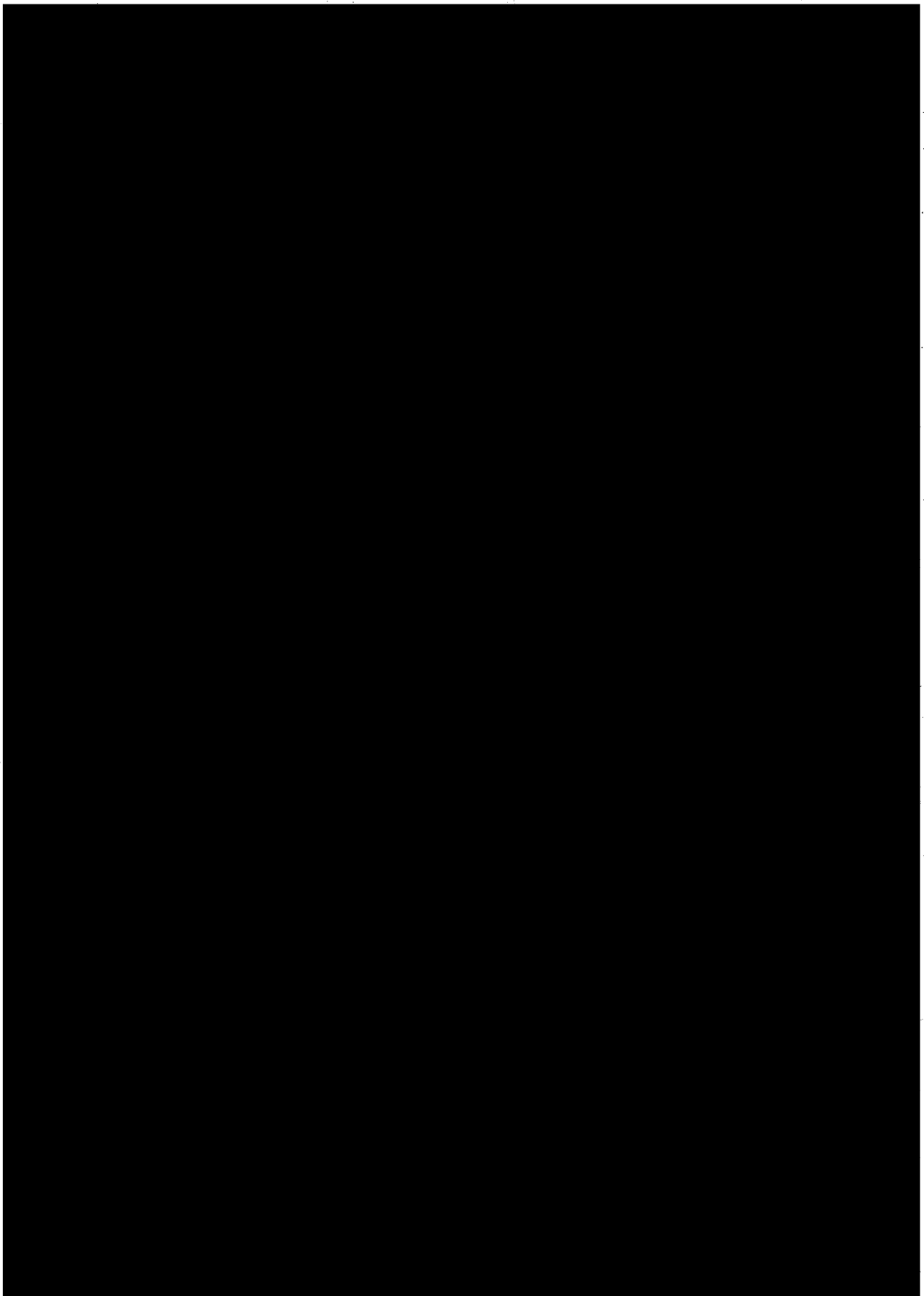
5

10

15

20

25



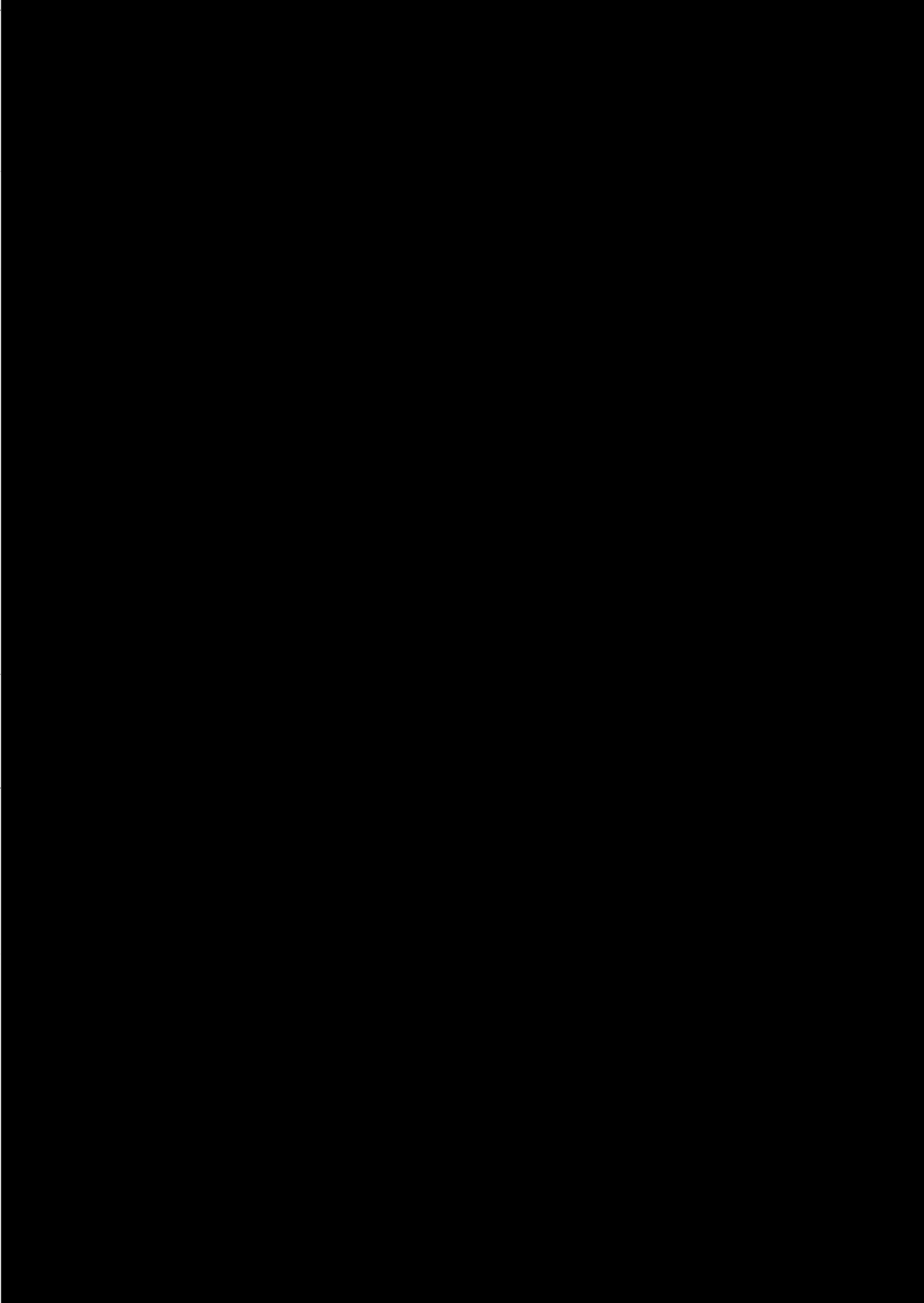
5

10

15

20

25



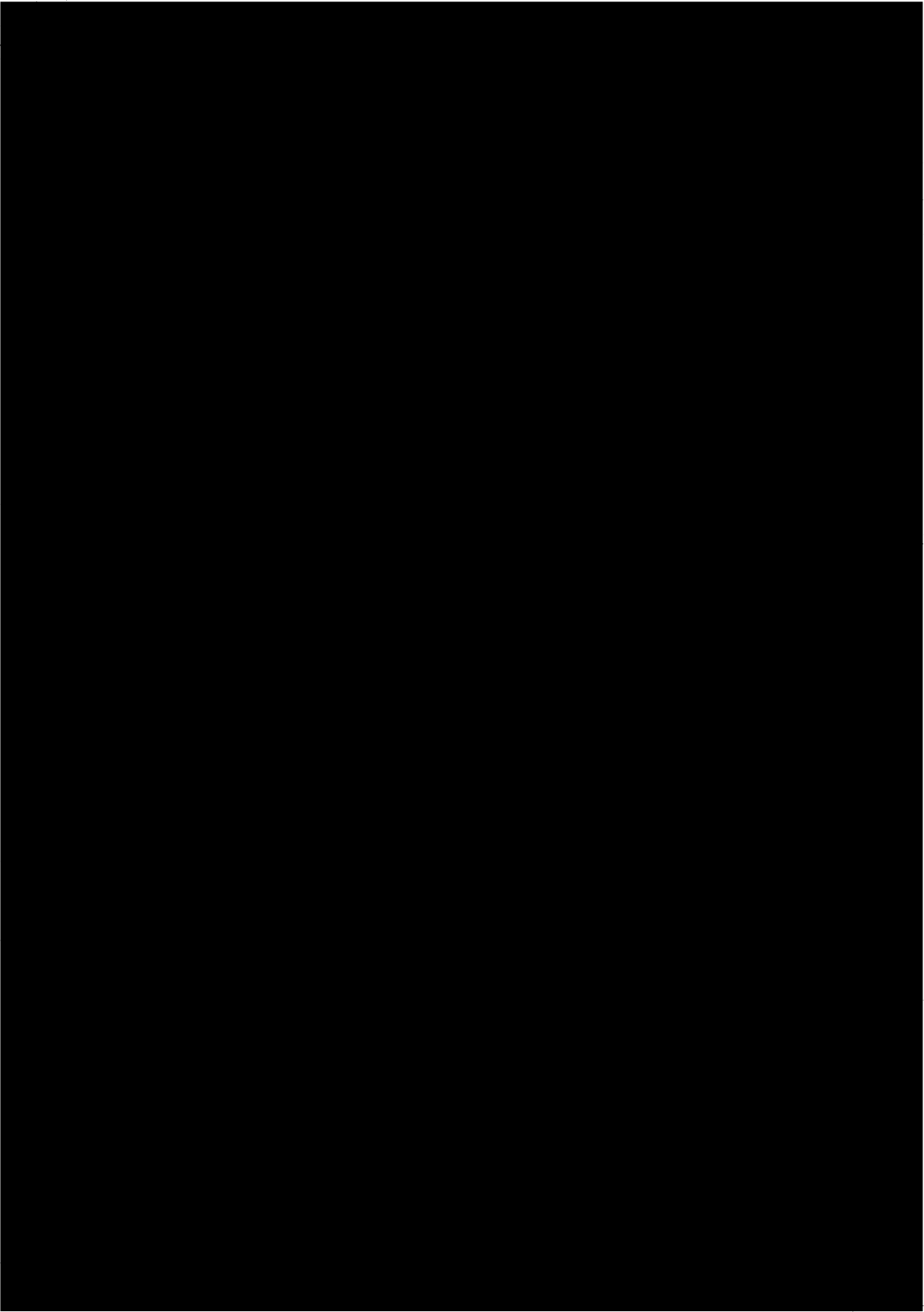
5

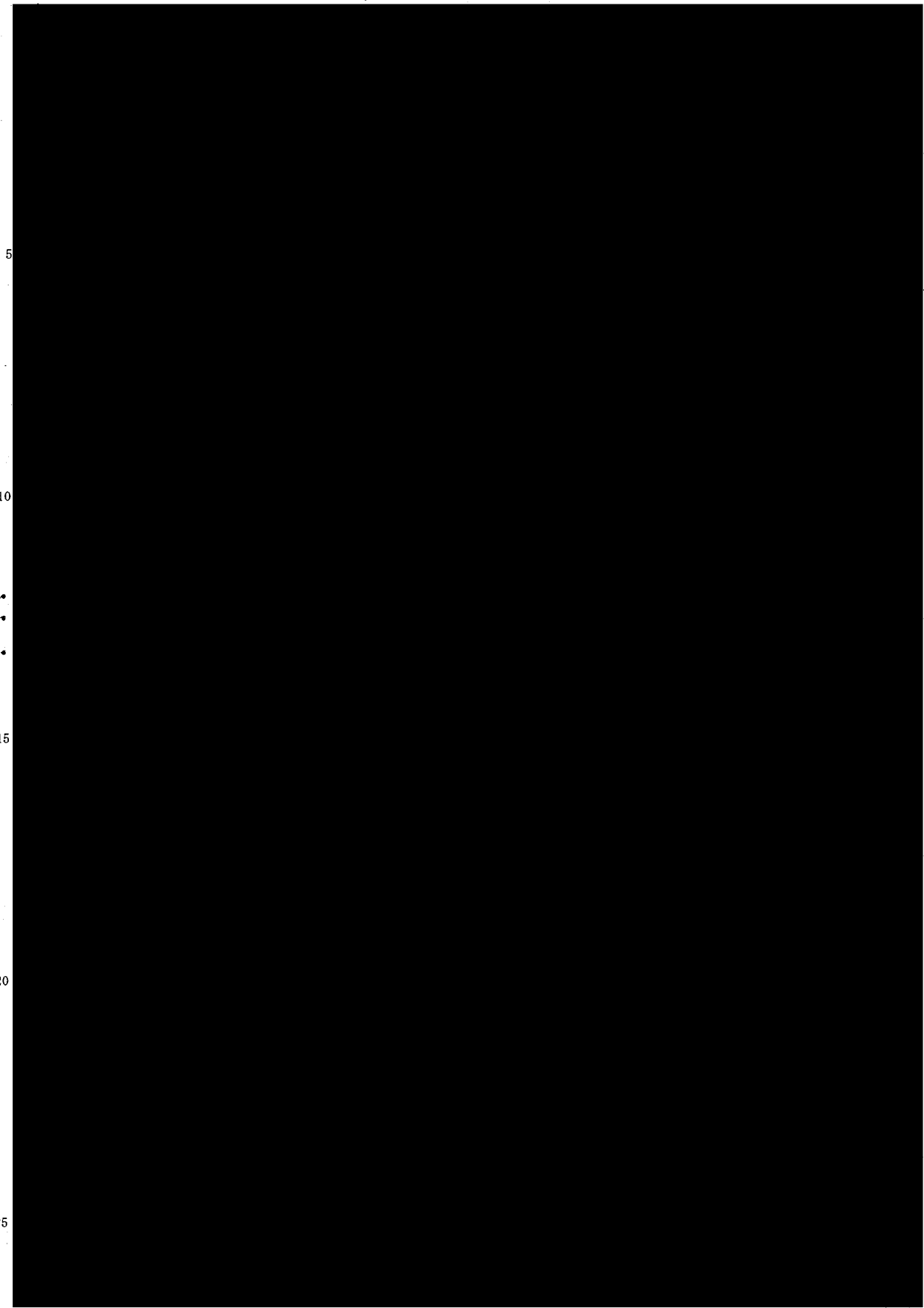
10

15

20

25





5

10

15

20

25



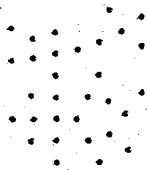
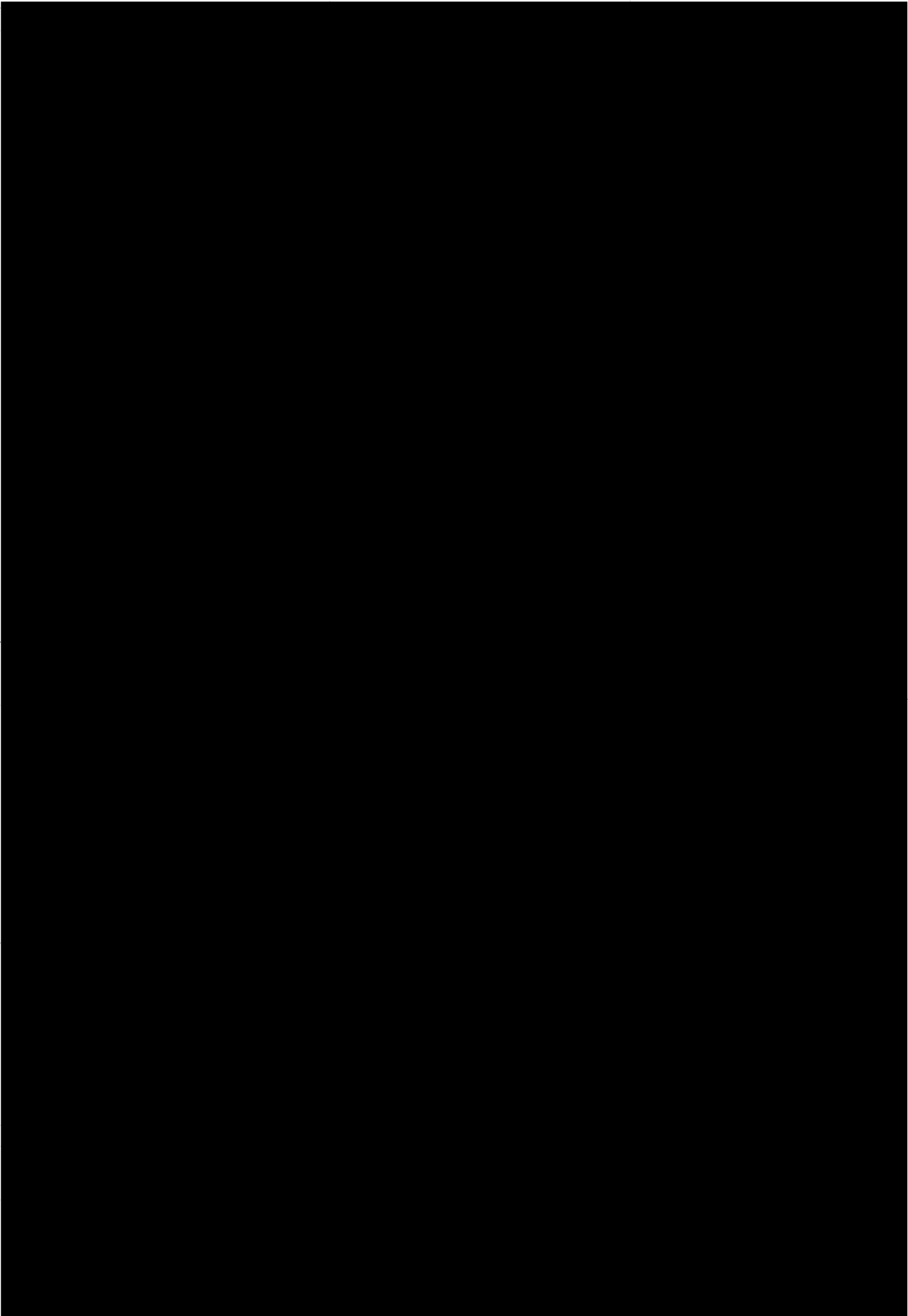
5

10

15

20

25

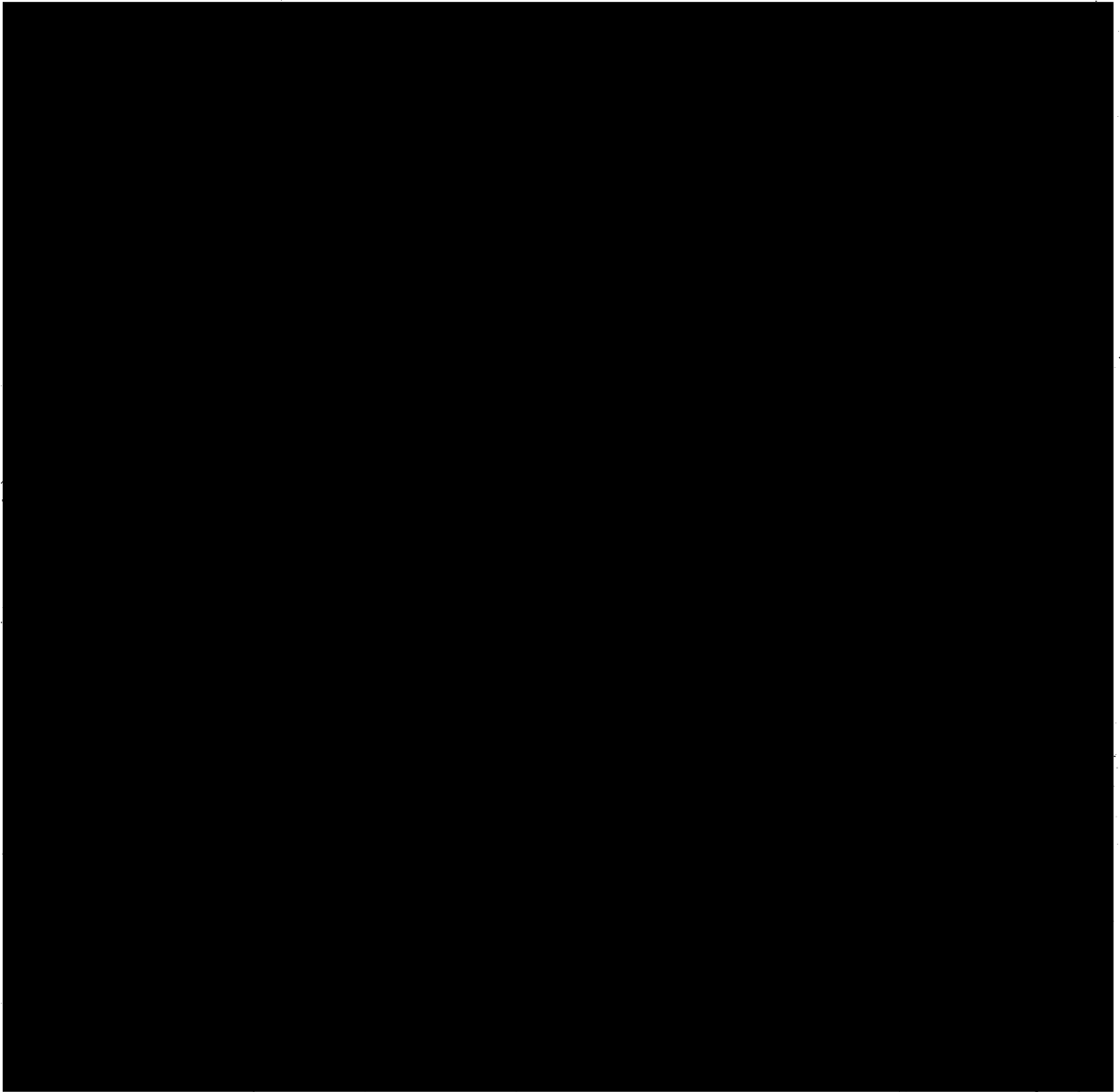




5

10

15



以上

20

別 紙

控訴人ら訴訟代理人等目録

控訴人ら訴訟代理人弁護士

5

10

15

20

25

内 田	信 也
渡 辺	達 生
小 野	信 勝
中 寺	賢 哲
池 島	祐 太
橋 田	祐 樹
横 本	浩 浩
榊 山	妙 子
肘 井	博 行
佐 木	潤 郎
大 鹿	祐 太
齋 藤	浩 耕
大 賀	貴 一
長 坂	完 本
山 上	麻 里
川 信	博 航
西 田	玲 智
竹 吉	智 大
佐 藤	雅 子
畑 地	奈 保
篠 田	翔 太
吉 田	

控訴人ら訴訟復代理人弁護士

5

神 坂 正 美

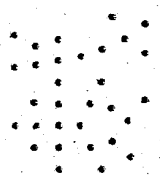
(控訴人番号105につき)

石 中 康 太

神 坂 正 美

(控訴人番号105を除く控訴人らにつき)

以 上



別紙

被控訴人目録

札幌市中央区北3条西6丁目

5

被控訴人  
同代表者知事  
処分行政庁

北海道  
鈴木直道  
北海道空知総合振興局長  
鈴木賢一

札幌市中央区北1条西2丁目

10

被控訴人  
同代表者市長  
処分行政庁

札幌市  
秋元克広  
札幌市中央区保健福祉部長  
鈴木俊一

処分行政庁

札幌市南区保健福祉部長  
谷口秀一

処分行政庁

札幌市北区保健福祉部長  
阿部仁志

処分行政庁

札幌市東区保健福祉部長  
石川芽衣

20

処分行政庁

札幌市西区保健福祉部長  
信田光洋

処分行政庁

札幌市白石区保健福祉部長  
山田一八

処分行政庁

札幌市豊平区保健福祉部長  
三浦悟

25

処分行政庁

札幌市手稲区保健福祉部長

処分行政庁

松原和幸

札幌市厚別区保健福祉部長

大門哲人

北海道小樽市花園2丁目12番1号

5

被控訴人

小樽市

同代表者市長

迫俊哉

処分行政庁

小樽市長

迫俊哉

北海道江別市高砂町6番地

10

被控訴人

江別市

同代表者市長

後藤好人

処分行政庁

江別市長

後藤好人

北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

15

被控訴人

苫小牧市

同代表者市長

金澤俊

処分行政庁

苫小牧市福祉部長

白川幸子

以上

20

別紙

被控訴人ら指定代理人目録

被控訴人ら指定代理人

5

荻山当浅佐川下鈴藤桂茂松堀森小成吉川木橋本三佐

被控訴人北海道指定代理人

10

野崎瀬利藤村村木川田田川川泉田田本戸本多浦藤

被控訴人札幌市指定代理人

15

文弘統有亮剛英桃竜健大秀謙俊伸亮裕隆俊里文

被控訴人小樽市指定代理人

20

則二子美介央明翼子司行輝樹介貴郎平之雄亮介奈彦

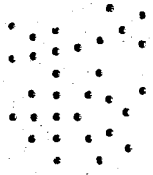
被控訴人江別市指定代理人

25

被控訴人苦小牧市指定代理人

千 葉 理 恵  
鈴 木 朗

以 上



これは正本である。

令和7年3月18日

札幌高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 鈴木賢

